

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」

(平成 17 年 3 月 11 日付け 16 消安第 9574 号農林水産省消費・安全局長通知) 一部改正新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 大臣確認の手続について</p> <p>1 大臣確認の対象となる動物由来たん白質、動物性油脂及び動物由来たん白質を原料とする飼料について</p> <p>大臣確認の対象となる動物由来たん白質等は、次の動物由来たん白質、動物性油脂又は動物由来たん白質を原料とする飼料とする。</p> <p>(1) <u>ゼラチン及びコラーゲン</u> (<u>ゼラチン又はコラーゲンを単に混合・調製したいわゆる混合ゼラチン及び混合コラーゲンを除く。</u>)</p> <p>(2) 豚 (いのししを含む。以下 1 において同じ。) 又は馬に由来する血粉及び血しょうたん白</p> <p>(3) 豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉</p> <p><u>(4) 馬に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉</u></p> <p><u>(5) チキンミール、フェザーミール並びに家きんに由来する血粉及び血しょうたん白</u></p> <p><u>(6) 家きんに由来する加水分解たん白及び蒸製骨粉</u></p> <p><u>(7) 豚、馬及び家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉</u></p> <p><u>(8) 豚、馬及び家きんに由来する血粉及び血しょうたん</u></p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 大臣確認の手続について</p> <p>1 大臣確認の対象となる動物由来たん白質、動物性油脂及び動物由来たん白質を原料とする飼料について</p> <p>大臣確認の対象となる動物由来たん白質等は、次の動物由来たん白質、動物性油脂又は動物由来たん白質を原料とする飼料とする。</p> <p>(1) ゼラチン及びコラーゲン</p> <p>(2) 豚 (いのししを含む。以下 1 において同じ。) 又は馬に由来する血粉及び血しょうたん白</p> <p>(3) 豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉</p> <p>[新設]</p> <p><u>(4) チキンミール、フェザーミール並びに家きんに由来する血粉及び血しょうたん白</u></p> <p><u>(5) 家きんに由来する加水分解たん白及び蒸製骨粉</u></p> <p><u>(6) 豚及び家きんに由来する原料を製造工程の原料投入口で混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉</u></p> <p><u>(7) 豚及び家きんに由来する原料を製造工程の原料投入</u></p>

白

(9) 魚介類に由来するたん白質

(10) 牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白

(11) 牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉

(12) 動物性油脂（獣畜、鳥類又は魚介類を原料として製造された油脂をいい、魚介類のみを原料として、ほ乳動物及び家きんに由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたものを除く。以下同じ。）であって、次のアからエに定めるもの以外のもの

ア～エ [略]

(13) 食品加工工場の製造過程から発生した残さ（以下「加工食品残さ」という。）

(14) (10)又は(11)を原料とする養殖水産動物を対象とする飼料

2 飼料の製造業者又は輸入業者の製造工程の確認手續について

(1) 省令別表第1の2の(1)、(2)のウ若しくは5の(1)のウの規定による確認又は「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき農林水産大臣が指定するもの」（平成26年5月13日農林水産省告示第649号）の規定の二による確認を受けようとする飼料の製造業者又は輸入業者は、飼料の製造に係る事業場ごとに、別記様式第1-1号又は第1-2号により、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下

口で混合して製造された血粉及び血しょうたん白

(8) 魚介類に由来するたん白質

(9) 牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白

(10) 牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉

(11) 動物性油脂（獣畜、鳥類又は魚介類を原料として製造された油脂をいい、魚介類のみを原料として、ほ乳動物及び家きんに由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたものを除く。以下同じ。）であって、次のアからエに定めるもの以外のもの

ア～エ [略]

(12) 食品加工工場の製造過程から発生した残さ（以下「食品加工残さ」という。）

(13) (9)又は(10)を原料とする養殖水産動物を対象とする飼料

2 飼料の製造業者又は輸入業者の製造工程の確認手續について

(1) 省令別表第1の2の(1)のア、イ、(2)のウ若しくは5の(1)のウの規定による確認又は「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき農林水産大臣が指定するもの」（平成26年5月13日農林水産省告示第649号）の規定の二による確認を受けようとする飼料の製造業者又は輸入業者は、飼料の製造に係る事業場ごとに、別記様式第1-1号又は第1-2号により、独立行政法人農林水産消費安全技術センター

「センター」という。)を經由して農林水産大臣に対し大臣確認の申請を行うものとする。

(2) 農林水産大臣は、(1)の申請があったときは、当該申請に係る製造工程（輸入業者の申請にあつては、当該申請に係る飼料の輸入先の事業場における製造工程。以下同じ。）が第1の1の(1)から(14)までの大臣確認の対象となる動物由来たん白質、動物性油脂及び動物由来たん白質を原料とする飼料の区分に応じ、それぞれ、別添1から別添14までの飼料の製造工程に関する基準（以下「製造基準」という。）に適合しているかどうかについて審査を行い、当該申請を確認する場合は、別記様式第2-1号の確認簿に記載するものとし、輸入業者に係るものにあつては、併せて別記様式第2-2号により申請者に通知するものとする。また、センターは、確認簿の内容をホームページに掲載するものとする。

(3) [略]

3 製造工程の変更確認の手続について

(1) 製造工程の変更

ア～ウ [略]

(2) 確認済飼料の製造業者等の会社名等の変更

確認済飼料の製造業者又は輸入業者は、会社名（製造業者にあつては、事業場名を含む。）、代表者又は本社の住所、軽微な製造工程等（製造業者にあつては原料収集先（製造基準に規定する原料収集先との契約内容の変更を含む。）、事業場名、所在地の住所表記等を、輸入業者にあつては輸入先の事業場名、所在地

（以下「センター」という。）を經由して農林水産大臣に対し大臣確認の申請を行うものとする。

(2) 農林水産大臣は、(1)の申請があったときは、当該申請に係る製造工程（輸入業者の申請にあつては、当該申請に係る飼料の輸入先の事業場における製造工程。以下同じ。）が第1の1の(1)から(13)までの大臣確認の対象となる動物由来たん白質、動物性油脂及び動物由来たん白質を原料とする飼料の区分に応じ、それぞれ、別添1から別添13までの飼料の製造工程に関する基準（以下「製造基準」という。）に適合しているかどうかについて審査を行い、当該申請を確認する場合は、別記様式第2-1号の確認簿に記載するものとし、輸入業者に係るものにあつては、併せて別記様式第2-2号により申請者に通知するものとする。また、センターは、確認簿の内容をホームページに掲載するものとする。

(3) [略]

3 製造工程の変更確認の手続について

(1) 製造工程の変更

ア～ウ [略]

(2) 確認済飼料の製造業者等の会社名等の変更

確認済飼料の製造業者又は輸入業者は、会社名（製造業者にあつては、事業場名を含む。）、代表者又は本社の住所、軽微な製造工程等（製造業者にあつては原料収集先、事業場名、所在地等を、輸入業者にあつては輸入先の事業場名、所在地等をいう。）を変更しようとする場合には、別記様式第6号により、遅滞な

の住所表記等を含む。)の変更をしようとする場合には、別記様式第6号により、遅滞なく、センターを經由して農林水産大臣にこれらの事項の変更を届け出るものとする。

農林水産大臣は、別記様式第2-1号の確認簿に記載された事項について、別記様式第6号の届出を受理したときは、その旨を別記様式第2-1号の確認簿に記載するものとする。また、センターは、確認簿の内容をホームページに掲載するものとする。

第2 〔略〕

第3 契約の締結を要する原料収集先の調査について

センターは、第1の1の(1)、(3)から(7)及び(9)から(13)まで((5)、(6)及び(9)にあっては、原料収集先と契約を締結している場合に限る。)に定める飼料につき製造業者から第1の2の(1)の大臣確認の申請又は第1の3の(2)の変更の届出をセンターが受理したときは、当該申請又は届出を行った飼料の製造業者の事業場の所在地を管轄する地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局」という。）に対し、受理した書類（副1部）を送付するものとする。当該地方農政局は、当該書類の送付を受けたときは、原則として、別添1-1の1の(4)、別添3-1の1の(4)、別添4-1の1の(4)、別添5-1の1の(4)、別添6-1の1の(4)若しくは(5)、別添8-1の1の(4)、別添9-1の1の(4)、別添10-1の1の(4)、別添11-1の1の(4)又は別添12-1の(4)に基づいて、当該業者が原料収集先と締結した契約に基づき行う実施状況の確認に同行し、

く、センターを經由して農林水産大臣にこれらの事項の変更を届け出るものとする。

農林水産大臣は、別記様式第2-1号の確認簿に記載された事項について、別記様式第6号の届出を受理したときは、その旨を別記様式第2-1号の確認簿に記載するものとする。また、センターは、確認簿の内容をホームページに掲載するものとする。

第2 〔略〕

第3 契約の締結を要する原料収集先の調査について

センターは、第1の1の(1)、(3)から(6)及び(8)から(11)まで((4)、(5)及び(8)にあっては、原料収集先と契約を締結している場合に限る。)に定める飼料につき製造業者から第1の2の(1)の大臣確認の申請又は第1の3の(2)の変更の届出をセンターが受理したときは、当該申請又は届出を行った飼料の製造業者の事業場の所在地を管轄する地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局」という。）に対し、受理した書類（副1部）を送付するものとする。当該地方農政局は、当該書類の送付を受けたときは、原則として、別添1-1の1の(4)、別添3-1の1の(4)、別添4-1の1の(4)、別添5-1の1の(4)若しくは(5)、別添7-1の1の(4)、別添8-1の1の(4)、別添9-1の1の(4)、別添10-1の1の(4)又は別添11-1の(4)に基づいて、当該業者が原料収集先と締結した契約に基づき行う実施状況の確認に同行し、当該契約が遵守されて

当該契約が遵守されていること、当該製造業者による実施状況の確認が適切に行われていること等について調査の上、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課に報告するものとする。

第4 〔略〕

別添1-1

ゼラチン及びコラーゲンの製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

ゼラチン及びコラーゲン（以下「ゼラチン等」という。）の製造に用いる原料（以下「ゼラチン等原料」という。）は、食鳥処理場、魚介類のみを分別して取り扱う事業場又は(4)のア及びイの契約を締結した別添1-2に掲げる原料収集先からのもののみ受け入れること。また、ほ乳動物の骨にあっては、別記様式第9号による原料供給管理票が添付されたもののみ受け入れること。また、他の製造事業場で製造されたゼラチン等を原料として使用するに当たっては、大臣確認を受けたゼラチン等のみ受け入れること。

(2) 〔略〕

(3) 原料受入時の品質管理・記録

原料受入時にゼラチン等原料以外の動物質原料が混入していないことを確認すること。原料受入時の記録は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律

いること、当該製造業者による実施状況の確認が適切に行われていること等について調査の上、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課に報告するものとする。

第4 〔略〕

別添1-1

ゼラチン及びコラーゲンの製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

ゼラチン及びコラーゲン（以下「ゼラチン等」という。）の製造に用いる原料（以下「ゼラチン等原料」という。）は、食鳥処理場、魚介類のみを分別して取り扱う事業場又は(4)のア及びイの契約を締結した別添1-2に掲げる原料収集先からのもののみ受け入れること。また、ほ乳動物の骨にあっては、別記様式第9号による原料供給管理票が携行されたもののみ受け入れること。

(2) 〔略〕

(3) 原料受入時の品質管理・記録

原料受入時にゼラチン等原料以外の動物質原料が混入していないことを確認すること。原料受入時の記録は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律

(昭和 28 年法律第 35 号。以下「法」という。) 第 52 条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。確認した帳簿は、8年間保存すること。

(4) 原料収集先との契約

原料収集先等原料収集にかかわる者とア及びイに定める事項を内容とする契約を締結すること。

また、原料収集先において、当該契約内容が確実に履行されていることについて確認すること

ア～イ [略]

2・3 [略]

別添 1 - 2 [略]

別添 2 - 1

豚(又は馬)に由来する血粉及び血しょうたん白の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

豚(いのししを含む。)(又は馬)に由来する血粉及び血しょうたん白(以下「豚血粉等」という。)の製造に用いる原料は、別添 2 - 2 の要件を満たす原料収集先からの血液であって、別記様式第 7 号の血液供給管理票が添付されたもののみ受け入れること。

(2) [略]

(3) 原料受入時の品質管理・記録

原料受入時に豚血粉等原料以外の動物質原料が混入

(昭和 28 年法律第 35 号。以下「法」という。) 第 52 条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。確認した帳簿を8年間保存すること。

(4) 原料収集先との契約

原料収集先等原料収集にかかわる者とア及びイに定める事項を内容とする契約を締結すること。

また、当該契約内容が原料収集先において、確実に履行されていることについて確認すること

ア～イ [略]

2・3 [略]

別添 1 - 2 [略]

別添 2 - 1

豚(又は馬)に由来する血粉及び血しょうたん白の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

豚(いのししを含む。)(又は馬)に由来する血粉及び血しょうたん白(以下「豚血粉等」という。)の製造に用いる原料は、別添 2 - 2 の要件を満たす原料収集先からの血液であって、別記様式第 7 号の血液供給管理票が携行されたもののみ受け入れること。

(2) [略]

(3) 原料受入時の品質管理・記録

原料受入時に豚血粉等原料以外の動物質原料が混入

していないことを、血液供給管理票の記載内容、供給された豚血粉等原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認し、法第 52 条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。血液供給管理票は、8 年間保存すること。

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

確認を受ける豚血粉等の製造工程は、1 の要件を満たす原料以外の原料を用いる製造工程から完全に分離するとともに、1 の要件を満たす原料以外のものが混入しないようにすること。

(2) [略]

3 製品出荷に係る基準

(1) [略]

(2) 肉骨粉等供給管理票

豚血粉等の出荷に当たっては、別記様式第 8 号により肉骨粉等供給管理票を作成し、製品の輸送時に添付すること。また、製品の出荷後、豚血粉等製造業者は、当該豚血粉等が最終荷受者に確実に入荷したことを遅滞なく確認するとともに、最終荷受者から回付された肉骨粉等供給管理票を 8 年間保存すること。

(3) [略]

4～6 [略]

注 [略]

していないことを血液供給管理票の記載内容、供給された豚血粉等原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認し、法第 52 条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。血液供給管理票は、8 年間保存すること。

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

確認を受ける豚血粉等の製造工程は、1 の要件を満たす原料以外の原料を用いる製造工程から完全に分離すること。また、確認を受ける豚血粉等の製造工程においては、1 の要件を満たす原料以外のものが混入しないようにすること。

(2) [略]

3 製品出荷に係る基準

(1) [略]

(2) 肉骨粉等供給管理票

豚血粉等の出荷に当たっては、別記様式第 8 号により肉骨粉等供給管理票を作成し、製品の輸送時に携行すること。また、製品の出荷後、豚血粉等製造業者は、当該豚血粉等が遅滞なく最終荷受者に確実に入荷したことを確認するとともに、最終荷受者から回付された肉骨粉等供給管理票を 8 年間保存すること。

(3) [略]

4～6 [略]

注 [略]

別添 2 - 2

豚（又は馬）に由来する血粉及び血しょうたん白製造業者による原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

ア 豚（いのししを含む。）（又は馬）に由来する血粉等の原料となる血液（以下「豚血粉等原料」という。）の採取対象動物は、と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 19 条第 1 項に規定すると畜検査員による生前検査を受け、食用に供するためにと畜が認められた豚（いのししにあっては、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条第 1 項の規定に基づく都道府県知事の許可を受けて食肉処理業を営む者が野生鳥獣の解体処理を行う施設（以下「獣肉処理施設」という。）において、野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）（平成 26 年 11 月 14 日付け厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知。以下「ガイドライン」という。）に基づき適切な衛生管理が行われたもの）（又は馬）であること。

イ [略]

2 [略]

注 [略]

別添 3 - 1

豚肉骨粉等の製造基準

別添 2 - 2

豚（又は馬）に由来する血粉及び血しょうたん白製造業者による原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

ア 豚（いのししを含む。）（又は馬）に由来する血粉等の原料となる血液（以下「豚血粉等原料」という。）の採取対象動物は、と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 19 条第 1 項に規定すると畜検査員による生前検査を受け、食用に供するためにと畜及び解体が認められた豚（いのししにあっては、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条第 1 項の規定に基づく都道府県知事の許可を受けて食肉処理業を営む者が野生鳥獣の解体処理を行う施設（以下「獣肉処理施設」という。）において、野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）（平成 26 年 11 月 14 日付け厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知。以下「ガイドライン」という。）に基づき適切な衛生管理が行われたもの）（又は馬）であること。

イ [略]

2 [略]

注 [略]

別添 3 - 1

豚肉骨粉等の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

豚（いのししを含む。）に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「豚肉骨粉等」という。）の製造に用いる原料は、別添 3－2 の確認基準の要件を満たす原料収集先からの原料であって別記様式第 9 号による原料供給管理票が添付されたもの又は農場若しくは狩猟者から直接出荷されたもののみ受け入れること。

なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない豚又は分娩後に子宮から排出された豚の胎盤（以下「豚胎盤」という。）であって、これら以外の動物に由来するものの混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

また、狩猟者から収集する原料は、いのしし以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

(2) 原料の輸送

原料の輸送に当たっては別添 3－2 の確認基準を満たした条件で輸送すること。ただし、農場から解体処理をされていない豚を輸送するに当たっては、豚以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないように専用の輸送容器を用いるか、輸送前に洗浄を十分に行い、狩猟者から直接出荷されたいのししを輸送するに当たっては、いのしし以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないように専用の輸送容

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

豚（いのししを含む。）に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「豚肉骨粉等」という。）の製造に用いる原料は、別添 3－2 の確認基準の要件を満たす原料収集先からの原料であって別記様式第 9 号による原料供給管理票が携行されたもの又は農場若しくは狩猟者から直接出荷されたもののみ受け入れること。

なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない豚又は分娩後に子宮から排出された豚の胎盤（以下「豚胎盤」という。）であり、これら以外のものの混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

また、狩猟者から収集する原料は、いのしし以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

(2) 原料の輸送

原料の輸送に当たっては別添 3－2 の確認基準を満たした条件で輸送すること。ただし、農場から解体処理をされていない豚を輸送するに当たっては、豚以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないように専用の輸送容器を用いるか輸送前に洗浄を十分に行い、狩猟者から直接出荷されたいのししを輸送するに当たっては、いのしし以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないように専用の輸送容器

器を用いること。

(3) 原料受入時の品質管理・記録

原料受入時に受入原料に豚（いのししを含む。）以外の動物由来の原料が混入していないことを、原料供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。また、原料供給管理票が添付されていない原料については、その原料が解体処理されていない豚又は豚胎盤である場合にあっては、豚由来以外の原料の混入がないことが、いのししである場合にあっては、いのしし以外の動物の混入がないことがそれぞれ目視で確認できる状態であることを確認し、帳簿に記載すること。原料受入時の記録は、法第 52 条の規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した原料供給管理票又は帳簿は、8 年間保存すること。

(4) 原料収集先との契約

原料収集先等原料収集に関わる者とア及びイを内容とする契約を締結すること。

また、原料収集先において、当該契約内容が確実に履行されていることについて確認すること。

ア・イ [略]

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

確認を受ける豚肉骨粉等の製造工程は、1 の要件を満たす原料以外の原料を用いる製造工程と完全に分離するとともに、1 の要件を満たす原料以外のものが混入しないようにすること。

を用いること。

(3) 原料受入時の品質管理・記録

原料受入時に受入原料に豚（いのししを含む。）以外の動物由来の原料が混入していないことを原料供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。また、原料供給管理票が携行されていない原料については、その原料が解体処理されていない豚又は豚胎盤である場合にあっては、豚由来以外の原料の混入がないことが、いのししである場合にあっては、いのしし以外の動物の混入がないことがそれぞれ目視で確認できる状態であることを確認し、帳簿に記載すること。原料受入時の記録は、法第 52 条の規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した原料供給管理票又は帳簿を 8 年間保存すること。

(4) 原料収集先との契約

原料収集先等原料収集に関わる者とア及びイを内容とする契約を締結すること。

また、当該契約内容が原料収集先において、確実に履行されていることについて確認すること。

ア・イ [略]

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

確認を受ける豚肉骨粉等の製造工程は、1 の要件を満たす原料以外の原料を用いる製造工程と完全に分離すること。

また、確認を受ける豚肉骨粉等の製造工程において

さらに、製造に用いる器材は専用化すること。

(2) [略]

3 製品出荷に係る基準

(1)・(2) [略]

(3) 肉骨粉等供給管理票

豚肉骨粉等の出荷に当たっては、別記様式第8号により肉骨粉等供給管理票を作成し、製品の輸送時に添付すること。また、製品の出荷後、豚肉骨粉等の製造業者は、当該肉骨粉等が最終荷受者に確実に入荷したことを遅滞なく確認するとともに、最終荷受者から回付された肉骨粉等供給管理票を8年間保存すること。

(4) [略]

4・5 [略]

注 [略]

別添3-2

豚肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

(1) と畜場（いのししを解体処理する獣肉処理施設を含む。）

ア [略]

イ 豚のと畜から枝肉になるまでの豚原料が排出され

は、1の要件を満たす原料以外のものが混入しないようにすること。

さらに、製造に用いる器材は専用化すること。

(2) [略]

3 製品出荷に係る基準

(1)・(2) [略]

(3) 肉骨粉等供給管理票

豚肉骨粉等の出荷に当たっては、別記様式第8号により肉骨粉等供給管理票を作成し、製品の輸送時に携行すること。また、製品の出荷後、豚肉骨粉等の製造業者は、当該肉骨粉等が遅滞なく最終荷受者に確実に入荷したことを確認するとともに、最終荷受者から回付された肉骨粉等供給管理票を8年間保存すること。

(4) [略]

4・5 [略]

注 [略]

別添3-2

豚肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

(1) と畜場（いのししを解体処理する獣肉処理施設を含む。）

ア [略]

イ 豚のと畜から枝肉になるまでの豚原料が排出され

る処理工程（以下「豚処理工程」という。）は、豚以外の家畜を処理する工程と壁で仕切る等混入防止対策を施した区域（以下「混入防止区域」という。）を設定すること。

なお、全ての豚処理工程を豚以外の家畜を処理する工程と壁で仕切る等が困難な場合にあつては、一部の豚処理工程について、壁で仕切る等の混入防止対策を施し、混入防止区域に設定すること。

また、豚処理工程の作業に当たっては、豚専用の器具を用いること。

ウ [略]

エ 混入防止区域の作業は、豚専用の作業着や靴等を着用した作業員が行うこと。豚以外の家畜等を処理する作業員は、混入防止区域に立ち入らないこと。

なお、一部の豚処理工程を混入防止区域とした場合にあつては、豚処理工程の作業員が混入防止区域に立ち入る際に、作業着や靴等を洗浄すること。

オ～ケ [略]

(2) カット場等

カット場等とは、肉等のカット、ミンチ等の処理を行う食品工場（いのししをカット、ミンチ等まで処理する獣肉処理施設を含む。）をいう。

ア と畜場等から輸送される豚の枝肉又は枝肉以外の可食部（頭部、足部、骨及び内臓をいう。）は、豚の枝肉又は枝肉以外の可食部（以下「枝肉等」という。）のみを輸送容器に入れて輸送されたものであ

る処理工程（以下「豚処理工程」という。）は、豚以外の家畜を処理する工程と壁で仕切る等混入防止対策を施した区域（以下「混入防止区域」という。）を設定すること。

なお、全ての豚処理工程を豚以外の家畜を処理する工程と壁で仕切る等が困難な場合にあつては、一部の豚処理工程について、壁で仕切る等の混入防止対策を施し、混入防止区域に設定すること。

また、豚処理工程の作業は、豚専用の器具を用いること。

ウ [略]

エ 混入防止区域の作業は、豚専用の作業着や靴等を着用した作業員が行うこと。豚以外の家畜等を処理する作業員は、混入防止区域に立ち入らないこと。

なお、一部の豚処理工程を混入防止区域とした場合にあつては、豚作業員が混入防止区域に立ち入る際に、作業着や靴等を洗浄すること。

オ～ケ [略]

(2) カット場等（いのししをカット、ミンチ等まで処理する獣肉処理施設を含む。）

カット場等とは、肉等のカット、ミンチ等の処理を行う食品工場をいう。

ア と畜場等から輸送される豚の枝肉又は枝肉以外の可食部（頭部、足部、骨及び内臓をいう。）は、豚の枝肉又は枝肉以外の可食部（以下「枝肉等」という。）のみを輸送容器に入れて輸送されたものであ

ること。豚の枝肉等の輸送容器は、専用容器を用いるか、豚の枝肉等を輸送する前に洗浄を行い、輸送容器内に付着した豚以外の血液等を十分に落とす容器を用いること。

なお、カット場等から輸送されるカットされた豚肉等（骨を含む。以下「豚カット肉等」という。）は、豚カット肉等の工程が全ての段階において壁等で仕切られた施設から製造されたものであり、豚カット肉等のみを専用容器に入れて輸送されたものであること。

イ～ケ [略]

(3) 食品加工工場

食品加工工場とは、豚カット肉等を主たる原材料として加工する食品（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類する食肉製品、エキス、冷凍食品等のそうざい類をいう。）を製造する食品工場をいう。

ア 豚カット肉等を主たる原材料とする加工食品の製造過程において発生する残さ（以下「豚加工食品残さ」という。）は、当該加工食品を製造する工場又は施設において、牛、めん羊、山羊若しくはしかに由来する肉、骨その他のたん白質を含む食品の取扱いがないこと又は豚加工食品残さに混入しないよう完全に分離された工程で取り扱われていることが第3により確認されたものを豚原料とすること。

イ～キ [略]

2 豚原料の輸送

(1)・(2) [略]

ること。豚の枝肉等の輸送容器は、豚の枝肉等の専用容器か、豚の枝肉等を輸送する前に洗浄を行い、輸送容器内に付着した豚以外の血液等を十分に落とすこと。

なお、カット場等より輸送されるカットされた豚肉等（骨を含む。以下「豚カット肉等」という。）は、豚カット肉等の工程が全ての段階において壁等で仕切られた施設から製造されたものであり、豚カット肉等のみを専用容器に入れて輸送されたものであること。

イ～ケ [略]

(3) 食品加工工場

食品加工工場とは、豚カット肉等を主たる原材料として加工する食品（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類する食肉製品、エキス、冷凍食品等のそうざい類をいう。）を製造する食品工場をいう。

ア 豚カット肉等を主たる原材料とする加工食品の製造過程において発生する残さ（以下「豚加工食品残さ」という。）は、当該加工食品を製造する工場又は施設において、牛、めん羊、山羊又はしか（以下「牛等」という。）に由来する肉、骨その他のたん白質を含む食品の取扱いがないことが第3により確認されたものを豚原料とすること。

イ～キ [略]

2 豚原料の輸送

(1)・(2) [略]

(3) 輸送容器には、原料供給管理票が添付されていること。

注 [略]

別添 4 - 1

馬に由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

馬に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「馬肉骨粉等」という。）の製造に用いる原料は、別添 4 - 2 の確認基準の要件を満たす原料収集先からの原料であって、別記様式第 9 号による原料供給管理票が添付されたもの又は農場から直接出荷されたもののみ受け入れること。

なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない馬又は分娩後に子宮から排出された馬の胎盤であって、これら以外の動物に由来するものの混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

(2) 原料の輸送

原料の輸送に当たっては、別添 4 - 2 の確認基準を満たした条件で輸送すること。ただし、農場から解体処理をされていない馬を輸送するに当た

(3) 輸送容器には、原料供給管理票が携行されていること。

注 [略]

[新設]

っては、馬以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないように、専用の輸送容器を用いるか、輸送前に洗浄を十分に行うこと。

(3) 原料受入時の品質管理・記録

原料受入時に受入原料に馬以外の動物質原料が混入していないことを、原料供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。また、原料供給管理票が添付されていない原料については、馬由来以外の原料の混入がないことを確認し、帳簿に記載すること。原料受入時の記録は、法第 52 条の規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した原料供給管理票又は帳簿は、8 年間保存すること。

(4) 原料収集先との契約

原料収集先等原料収集に関わる者とア及びイを内容とする契約を締結すること。

また、原料収集先において、当該契約内容が確実に履行されていることについて確認すること。

ア 原料収集先等は、別添 4-2 の確認基準を満たすこと。

イ 原料収集先等は、申請に係る製造業者が締結した契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況確認のために農林水産省の職員又はセンターの職員が当該製造業者に同行できることを認めること。

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

確認を受ける馬肉骨粉等の製造工程は、1の要件を満たす原料以外の原料を用いる製造工程と完全に分離するとともに、1の要件を満たす原料以外のものが混入しないようにすること。

さらに、製造に用いる器材は専用化すること。

(2) 製造記録

法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

3 製品出荷に係る基準

(1) 出荷先の確認

馬肉骨粉等の出荷に当たっては、出荷先の当該肉骨粉等を使用する飼料製造工程が、牛用飼料の製造工程ではないことを確認すること。

(2) 出荷工程

馬肉骨粉等の出荷に当たっては、1の要件を満たす原料以外から製造された動物由来たん白質が混入しないようにすること。

(3) 肉骨粉等供給管理票

馬肉骨粉等の出荷に当たっては、別記様式第8号により肉骨粉等供給管理票を作成し、製品の輸送時に添付すること。また、製品の出荷後、馬肉骨粉等の製造業者は、当該肉骨粉等が最終荷受者に確実に入荷したことを遅滞なく確認するとともに、最終荷受者から回付された肉骨粉等供給管理票を8年間保存すること。

(4) 出荷記録

法第 52 条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

4 製品輸送に係る基準

馬肉骨粉等の製品の輸送に当たっては、専用の容器で確認済飼料のみを輸送すること。

5 製造・品質管理者

製造・品質管理者を設置し、原料の受入から製品の輸送までの業務について、管理基準及び作業手順を整備し、本基準に適合していることを定期的に確認するとともに、原料・製品の品質について実地に管理・検査すること。

また、製造・品質管理の実施状況を記録し、8年間保存すること。

注 「容器」とは、輸送又は保管のために用いるための容器であって、当該原料が直接接触するもの（バルク車、トランスバック、PP袋、紙袋、輸送管等）をいう。

別添 4-2

馬肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

(1) と畜場

ア 馬に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の原料とする馬に由来する副産物（以下「馬原

[新設]

料」という。)は、馬由来以外の畜産物等の動物質原料と分別されていること。

イ 馬のと畜から枝肉になるまでの馬原料が排出される処理工程（以下「馬処理工程」という。）は、馬以外の家畜を処理する工程と壁で仕切る等混入防止対策を施した区域（以下「混入防止区域」という。）を設定すること。

なお、全ての馬処理工程を馬以外の家畜を処理する工程と壁で仕切る等が困難な場合にあつては、一部の馬処理工程について、壁で仕切る等の混入防止対策を施し、混入防止区域に設定すること。

また、馬処理工程の作業に当たっては、馬専用の器具を用いること。

ウ 馬原料は、専用の保管容器に保存するとともに、馬原料以外が混入しないよう分別され、保管されていること。

なお、一部の馬処理工程を混入防止区域とした場合にあつては、馬原料に混入防止区域以外から排出される副産物が混入しないよう分別され、保管されていること。

エ 混入防止区域の作業は、馬専用の作業着や靴等を着用した作業員が行うこと。馬以外の家畜等を処理する作業員は、混入防止区域に立ち入らないこと。

なお、一部の馬処理工程を混入防止区域とした場合にあつては、馬処理工程の作業員が混入防止区域に立ち入る際に、作業着や靴等を洗浄すること。

オ 馬原料に馬原料以外が混入しないための作業マニ

ュアルが備え付けられていること。

カ 馬原料の出荷に当たっては、馬原料以外が混入していないことをクの確認責任者が確認した上で、別記様式第9号により原料供給管理票が発行されること。

キ 馬原料の出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。なお、馬原料を入れる容器は、馬原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。馬原料と馬原料以外の動物性たん白質等を混載する場合は、馬原料以外の動物由来たん白質が混入しないよう蓋をした容器を用いること。

ク アからキまでの要件を満たしていることを確認する確認責任者を設置し、これらの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。

ケ アからクまでが確実に実施されている馬原料を出荷すること。

(2) カット場等

カット場等とは、肉等のカット、ミンチ等の処理を行う食品工場をいう。

ア と畜場等から輸送される馬の枝肉又は枝肉以外の可食部（頭部、足部、骨及び内臓をいう。）は、馬の枝肉又は枝肉以外の可食部（以下「枝肉等」という。）のみを輸送容器に入れて輸送されたものであること。馬の枝肉等の輸送容器は、専用容器を用いるか、馬の枝肉等を輸送する前に洗浄を行い、輸送容器内に付着した馬以外の血液等を十分に落とした

容器を用いること。

なお、カット場等から輸送されるカットされた馬肉等（骨を含む。以下「馬カット肉等」という。）は、馬カット肉等の工程が全ての段階において壁等で仕切られた施設から製造されたものであり、馬カット肉等のみを専用容器に入れて輸送されたものであること。

イ 馬の枝肉等及び馬カット肉等の保管から馬原料が生じるカット等の工程までは、馬以外の枝肉等及び馬カット肉等を扱う工程と壁で仕切る等、混入防止区域を設定すること。

カット等の工程の作業には、馬専用の器具を用いること。

ウ 馬原料は、専用の保管容器に保存するとともに、馬原料以外が混入しないよう分別され、保管されていること。

エ 混入防止区域の作業は、馬専用の作業着や靴等を着用した作業員が行うこと。馬以外の家畜等処理する作業員は、混入防止区域に立ち入らないこと。

オ 馬原料に馬原料以外が混入しないための作業マニュアルが備え付けられていること。

カ 馬原料の出荷に当たっては、馬原料以外が混入していないことをクの確認責任者が確認した上で、別記様式第9号により原料供給管理票が発行されること。

キ 馬原料の出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。なお、馬原料を入れる容器は、

馬原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。馬原料と馬原料以外の動物性たん白質等を混載する場合は、馬原料以外の血液等動物由来たん白質が混入しないよう蓋をした容器を用いること。

ク アからキまでの要件を満たしていることを確認する確認責任者を設置し、これらの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。

ケ アからクまでが確実に実施されている馬原料を出荷すること。

(3) 食品加工工場

食品加工工場とは、馬カット肉等を主たる原材料として加工する食品（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類する食肉製品、エキス、冷凍食品等のそうざい類をいう。）を製造する食品工場をいう。

ア 馬カット肉等を主たる原材料とする加工食品の製造過程において発生する残さ（以下「馬加工食品残さ」という。）は、当該加工食品を製造する工場又は施設において、牛、めん羊、山羊若しくははしかに由来する肉、骨その他のたん白質を含む食品の取扱いがないこと又は馬加工食品残さに混入しないよう完全に分離された工程で取り扱われていることが第3により確認されたものを馬原料とすること。

イ 馬原料たる馬加工食品残さは、馬由来の肉、骨等を主体（動物質のものがおおむね5割以上）とするものであること。

ウ 馬原料は、専用の保管容器に保存するとともに、

馬原料以外が混入しないよう分別され、保管されていること。

エ 馬原料の出荷に当たっては、馬原料以外が混入していないことを確認した上で、別記様式第9号により原料供給管理票が発行されること。

オ 馬原料の出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。なお、馬原料を入れる容器は、馬原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。馬原料と馬原料以外の動物性たん白質等を混載する場合は、馬原料以外の血液等動物由来たん白質が混入しないよう蓋をした容器を用いること。

カ アからオまでの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。

キ アからカまでが確実に実施されている馬原料を出荷すること。

2 馬原料の輸送

(1) 馬原料の輸送に当たっては、馬原料が入っている旨が明示された専用容器を用い、馬原料以外の動物性たん白質等が混入しないように輸送されていること。

(2) 馬原料と馬原料以外の動物性たん白質等を混載する場合は、馬原料以外の動物性たん白質等が混入しないように専用の蓋をした容器を用いること。

(3) 輸送容器には、原料供給管理票が添付されていること。

注 「容器」とは、輸送又は保管のために用いるための容器であって、当該原料が直接接触するもの（バルク車、

トランスバック、PP袋、紙袋、輸送管等)をいう。

別添5-1

チキンミール、フェザーミール並びに家きんに由来する血粉、血しょうたん白、加水分解たん白及び蒸製骨粉の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

チキンミール、フェザーミール並びに家きんに由来する血粉、血しょうたん白、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「チキンミール等」という。）の製造に用いる原料（以下「家きん原料」という。）は、家きんを飼養する農場、食鳥処理場又は(4)のア及びイの契約を締結した別添5-2に掲げる原料収集先から収集されるもののみを受け入れること。

なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない家きんであって、家きん以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

(2) 原料の輸送

食鳥処理場から家きん原料を輸送するに当たっては、専用容器を用いて家きん以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないよう輸送すること。

農場から解体処理をされていない家きんを輸送するに当たっては、家きん以外の動物に由来する血液その

別添4-1

チキンミール、フェザーミール並びに家きんに由来する血粉、血しょうたん白、加水分解たん白及び蒸製骨粉の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

チキンミール、フェザーミール並びに家きんに由来する血粉、血しょうたん白、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「チキンミール等」という。）の製造に用いる原料（以下「家きん原料」という。）は、家きんを飼養する農場、食鳥処理場又は(4)のア及びイの契約を締結した別添4-2に掲げる原料収集先から収集されるもののみを受け入れること。

なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない家きんであり、家きん以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

(2) 原料の輸送

食鳥処理場から家きん原料を輸送するに当たっては、専用容器を用いて家きん以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないよう輸送すること。

農場から解体処理をされていない家きんを輸送するに当たっては、家きん以外の動物に由来する血液その

他のたん白質が混入しないように専用の輸送容器を用いるか輸送前に洗浄を十分に行うこと。

別添 5 - 2に掲げる原料収集先から家きん原料を輸送するに当たっては、別添 5 - 2の確認基準を満たした条件で輸送すること。

(3) [略]

(4) 原料収集先との契約

別添 5 - 2に掲げる原料収集先等原料収集に関わる者とア及びイを内容とする契約を締結すること。

ア 原料収集先は、別添 5 - 2の確認基準を満たすこと。

イ [略]

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

確認を受けるチキンミール等の製造工程は、1の要件を満たす原料以外の原料を用いる製造工程と完全に分離するとともに、1の要件を満たす原料以外から製造された動物由来たん白質が混入しないようにすること。

(2) [略]

3 製品出荷に係る基準

(1) [略]

(2) 肉骨粉等供給管理票

チキンミール等の出荷に当たっては、別記様式第 8

他のたん白質が混入しないように専用の輸送容器を用いるか輸送前に洗浄を十分に行うこと。

別添 4 - 2に掲げる原料収集先から家きん原料を輸送するに当たっては、別添 4 - 2の確認基準を満たした条件で輸送すること。

(3) [略]

(4) 原料収集先との契約

別添 4 - 2に掲げる原料収集先等原料収集に関わる者とア及びイを内容とする契約を締結すること。

ア 原料収集先は、別添 4 - 2の確認基準を満たすこと。

イ [略]

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

確認を受けるチキンミール等の製造工程は、1の要件を満たす原料以外の原料を用いる製造工程と完全に分離すること。

また、確認を受けるチキンミール等の製造工程においては、1の要件を満たす原料以外から製造された動物由来たん白質が混入しないようにすること。

(2) [略]

3 製品出荷に係る基準

(1) [略]

(2) 肉骨粉等供給管理票

チキンミール等の出荷に当たっては、別記様式第 8

号により肉骨粉等供給管理票を作成し、製品の輸送時に添付すること。また、製品の出荷後、チキンミール等の製造業者は、当該チキンミール等が最終荷受者に確実に入荷したことを遅滞なく確認するとともに、最終荷受者から回付された肉骨粉等供給管理票を8年間保存すること。

(3) [略]

4・5 [略]

注 [略]

別添5-2

チキンミール等製造業者による原料収集先の確認基準

1 [略]

2 食品加工工場

食品加工工場とは、家きんを主たる原材料として加工する食品（ハム、ソーセージその他これらに類する食肉製品、エキス、冷凍食品等のそうざい類をいう。）を製造する食品工場をいう。

(1) 家きん肉等を主たる原材料とする加工食品の製造過程において発生する残さ（以下「家きん加工食品残さ」という。）は、当該加工食品を製造する工場又は施設において、牛、めん羊、山羊若しくはしかに由来する肉、骨その他のたん白質を含む食品の取扱いがないこと又は家きん加工食品残さに混入しないよう完全

号により肉骨粉等供給管理票を作成し、製品の輸送時に携行すること。また、製品の出荷後、チキンミール等の製造業者は、当該チキンミール等が遅滞なく最終荷受者に確実に入荷したことを確認するとともに、最終荷受者から回付された肉骨粉等供給管理票を8年間保存すること。

(3) [略]

4・5 [略]

注 [略]

別添4-2

チキンミール等製造業者による原料収集先の確認基準

1 [略]

2 食品加工工場

食品加工工場とは、家きんを主たる原材料として加工する食品（ハム、ソーセージその他これらに類する食肉製品、エキス、冷凍食品等のそうざい類をいう。）を製造する食品工場をいう。

(1) 家きん肉等を主たる原材料とする加工食品の製造過程において発生する残さ（以下「家きん加工食品残さ」という。）は、当該加工食品を製造する工場又は施設において、牛等に由来する肉、骨その他のたん白質を含む食品の取扱いがないことが第3により確認されたものを、家きん原料とすること。

に分離された工程で取り扱われていることが第3により確認されたものを、家きん原料とすること。

(2)～(8) [略]

注 [略]

別添6-1

豚、馬及び家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

豚（いのししを含む。）、馬及び家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「原料混合肉骨粉等」という。）の製造に用いる豚（いのししを含む。）、馬又は家きんに由来する原料（以下「豚、馬又は家きん原料」という。）は、次の①から④までのいずれかに該当するものに限る。

① 別添6-2の確認基準を満たす原料収集先から受入れた豚、馬又は家きん原料であって別記様式第9号の原料供給管理票が添付されたもの

② 別添6-3の確認基準を満たす原料収集先から受入れた豚、馬又は家きん原料の混合物であって、別記様式第9号の原料供給管理票が添付されたもの

③ 農場から直接出荷される解体処理されていない豚

(2)～(8) [略]。

注 [略]

別添5-1

豚及び家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

豚（いのししを含む。）及び家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「原料混合肉骨粉等」という。）の製造に用いる豚（いのししを含む。）又は家きんに由来する原料（以下「豚又は家きん原料」という。）は、次の①から④までのいずれかに該当するものに限る。

① 別添5-2の確認基準を満たす原料収集先から受入れた豚又は家きん原料であって別記様式第9号の原料供給管理票が携行されたもの

[新設]

② 農場から直接出荷される解体処理されていない豚

若しくは分娩後に子宮から排出された豚の胎盤（以下「豚胎盤」という。）、農場から直接出荷される解体処理されていない馬若しくは分娩後に子宮から排出された馬の胎盤（以下「馬胎盤」という。）若しくは農場から直接出荷される解体処理されていない家きん又は狩猟者から直接出荷されるいのししであって、これら以外の動物又は動物に由来するものの混入がないことを目視で確認できる状態であるもの

[削る]

- ④ 別添 2-1、3-1、4-1、5-1、6-1又は7-1の基準を満たす施設から受け入れたものであって、別記様式第8号の肉骨粉等供給管理票が添付されたもの

(2) 原料の輸送

原料混合肉骨粉等の製造業者は、原料収集先から豚、馬又は家きん原料を輸送するに当たっては、次の①から③までのいずれかの要件を満たすこと。

- ① (1)の①の収集先にあつては、別添 6-2の確認基準を満たした状態で、同②の収集先にあつては、別添 6-3の確認基準を満たした状態で輸送すること。
- ② (1)の③の収集先にあつては、豚（いのししを含む。）、馬又は家きん以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態で輸送すること。輸送容器

であつて、豚以外の動物の混入がないことを目視で確認できる状態であるもの、又は狩猟者から直接出荷されるいのししであつて、いのしし以外の動物の混入がないことを目視で確認できるもの

- ③ 農場から直接出荷される解体処理されていない家きんであつて、家きん以外の動物の混入がないことを目視で確認できる状態であるもの

- ④ 別添 2-1、3-1、4-1、5-1又は6-1の基準を満たす施設から受け入れたものであって、別記様式第8号の肉骨粉等供給管理票が携行されたもの

(2) 原料の輸送

原料混合肉骨粉等の製造業者は、原料収集先から豚又は家きん原料を輸送するに当たっては、次の①から③までのいずれかの要件を満たすこと。

- ① (1)の①の収集先にあつては、別添 5-2の確認基準を満たした状態で輸送すること。
- ② (1)の②又は③の収集先にあつては、豚（いのししを含む。）と家きんを分別した状態で輸送すること。輸送容器は輸送原料以外の動物に由来する血液

は輸送原料以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないように、豚、馬及び家きんにあつては、専用容器を用いるか輸送前に洗浄を十分に行い、いのししにあつては専用容器を用いること。

- ③ (1)の④の収集先にあつては、別添2-1、3-1、4-1、5-1、6-1又は7-1の基準を満たした状態で輸送すること。

(3) 原料受入時の品質管理・記録

原料混合肉骨粉等の製造業者は、豚（いのししを含む。）、馬又は家きん原料受入時に、豚（いのししを含む。）、馬又は家きん由来以外の動物由来たん白質原料が混入していないことを、原料供給管理票又は肉骨粉等供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。また、原料供給管理票又は肉骨粉等供給管理票が添付されていない原料については、解体処理されていない豚若しくは豚胎盤、馬若しくは馬胎盤又は家きんである場合にあつては、豚、馬又は家きん由来以外の原料の混入がないことを、狩猟者から直接出荷されるいのししである場合にあつては、いのしし以外の動物の混入がないことをそれぞれ確認し、帳簿に記載すること。原料受入時の記録は、法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した原料供給管理票、肉骨粉等供給管理票又は帳簿は、8年間保存すること。

(4) 原料収集先との契約

原料混合肉骨粉等の製造業者は、(1)の①及び②の原

その他のたん白質が混入しないように、豚及び家きんにあつては、専用容器を用いるか輸送前に洗浄を十分に行い、いのししにあつては専用容器を用いること。

- ③ (1)の④の収集先にあつては、別添2-1、3-1、4-1、5-1 又は6-1の基準を満たした状態で輸送すること。

(3) 原料受入時の品質管理・記録

原料混合肉骨粉等の製造業者は、豚（いのししを含む。）又は家きん原料受入時に、豚（いのししを含む。）又は家きん由来以外の動物由来たん白質原料が混入していないことを原料供給管理票又は肉骨粉等供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。また、原料供給管理票又は肉骨粉等供給管理票が携行されていない原料については、解体処理されていない豚又は家きんである場合にあつては、それぞれ豚又は家きん以外の動物の混入がないことを、狩猟者から直接出荷されるいのししである場合にあつては、いのしし以外の動物の混入がないことをそれぞれ確認し、帳簿に記載すること。原料受入時の記録は、法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した原料供給管理票、肉骨粉等供給管理票又は帳簿を8年間保存すること。

(4) 原料収集先との契約

原料混合肉骨粉等の製造業者は、(1)の①の原料収集

料収集先等原料収集に関わる者と次のア及びイに定める事項を内容とする契約を締結すること。

また、原料混合肉骨粉等の製造業者は、原料収集先において、当該契約内容が確実に履行されていることについて確認すること。

ア 豚、馬又は家きん原料の収集先等は、別添6-2又は6-3の確認基準を満たすこと。

イ 豚、馬又は家きん原料の収集先等は、契約を締結した原料混合肉骨粉等の製造業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために農林水産省の職員又はセンターの職員が当該製造業者に同行できることを認めること。

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

確認を受ける原料混合肉骨粉等の製造工程は、1の要件を満たす原料以外の原料を用いる製造工程と完全に分離するとともに、1の要件を満たす原料以外のものが混入しないようにすること。

さらに、製造に用いる器材は専用化すること。

(2) [略]

3 製品出荷に係る基準

(1) 出荷先の確認

原料混合肉骨粉等の出荷に当たっては、出荷先が当

先等原料収集にかかわる者と次のア及びイに定める事項を内容とする契約を締結すること。

また、原料混合肉骨粉等の製造業者は、当該契約内容が原料収集先において、確実に履行されていることについて確認すること。

ア 豚又は家きん原料の収集先等は、別添5-2の確認基準を満たすこと。

イ 豚又は家きん原料の収集先等は、契約を締結した原料混合肉骨粉等の製造業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために農林水産省の職員又はセンターの職員が当該製造業者に同行できることを認めること。

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

確認を受ける原料混合肉骨粉等の製造工程は、1の要件を満たす原料以外の原料を用いる製造工程と完全に分離すること。

また、確認を受ける原料混合肉骨粉等の製造工程においては、1の要件を満たす原料以外のものが混入しないようにすること。

さらに、製造に用いる器材は専用化すること。

(2) [略]

3 製品出荷に係る基準

(1) 出荷先の確認

原料混合肉骨粉等の出荷に当たっては、出荷先が当

該肉骨粉等を豚、鶏、うずら若しくは養殖水産動物用飼料の製造工程に使用している事業場又は別添 6 - 1による農林水産大臣の確認を受けた製造工程に使用している事業場であることを確認すること。

(2) [略]

(3) 肉骨粉等供給管理票

原料混合肉骨粉等の出荷に当たっては、別記様式第 8 号により肉骨粉等供給管理票を作成し、製品の輸送時に添付すること。

また、製品の出荷後、原料混合肉骨粉等の製造業者は、当該肉骨粉等が最終荷受者に確実に入荷したことを遅滞なく確認するとともに、最終荷受者から回付された肉骨粉等供給管理票を 8 年間保存すること。

(4) [略]

4・5 [略]

注 [略]

別添 6 - 2

原料混合肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

(1) と畜場（いのししを解体処理する獣肉処理施設を含む。）及びカット場等

別添 3 - 2 の 1 の (1) 及び (2) の要件 又は別添 4 - 2 の 1 の (1) 及び (2) の要件を満たすこと。

該肉骨粉等を豚、鶏、うずら若しくは養殖水産動物用飼料の製造工程に使用している事業場又は別添 5 - 1による農林水産大臣の確認を受けた製造工程に使用している事業場であることを確認すること。

(2) [略]

(3) 肉骨粉等供給管理票

原料混合肉骨粉等の出荷に当たっては、別記様式第 8 号により肉骨粉等供給管理票を作成し、製品の輸送時に携行すること。

また、製品の出荷後、原料混合肉骨粉等の製造業者は、当該肉骨粉等が遅滞なく最終荷受者に確実に入荷したことを確認するとともに、最終荷受者から回付された肉骨粉等供給管理票を 8 年間保存すること。

(4) [略]

4・5 [略]

注 [略]

別添 5 - 2

原料混合肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

(1) と畜場（いのししを解体処理する獣肉処理施設を含む。）及びカット場等

別添 3 - 2 の 1 の (1) 及び (2) の要件を満たすこと。

(2) 食鳥処理場又は家きんカット場等

ア 家きんカット場等は、別添5-2の1の要件を満たすこと。

イ～エ [略]

(3) 豚（いのししを含む。以下同じ。）・馬・家きん共用カット場等

ア と畜場等から輸送される豚の枝肉又は枝肉以外の可食部（頭部、足部、骨及び内臓をいう。）は、豚の枝肉又は枝肉以外の可食部（以下「枝肉等」という。）のみを輸送容器に入れて輸送されたものであること。豚の枝肉等の輸送容器は、専用容器を用いるか、豚の枝肉等を輸送する前に洗浄を行い、輸送容器内に付着した豚以外の血液等を十分に落とす容器を用いること。

なお、カット場等から輸送されるカット等された豚肉等（骨を含む。以下「豚カット肉等」という。）は、豚カット肉等の工程が全ての段階において壁等で仕切られた施設から製造されたものであり、豚カット肉等のみを専用容器に入れて輸送されたものであること。

イ と畜場等から輸送される馬の枝肉又は枝肉以外の可食部（頭部、足部、骨及び内臓をいう。）は、馬の枝肉又は枝肉以外の可食部（以下「枝肉等」という。）のみを輸送容器に入れて輸送されたものであること。馬の枝肉等の輸送容器は、専用容器を用いるか、馬の枝肉等を輸送する前に洗浄を行い、輸送容器内に付着した馬以外の血液等を十分に落とす

(2) 食鳥処理場又は家きんカット場等

ア 家きんカット場等は、別添4-2の1の要件を満たすこと。

イ～エ [略]

(3) 豚（いのししを含む。以下同じ。）・家きん共用カット場等

ア と畜場等より輸送される豚の枝肉又は枝肉以外の可食部（頭部、足部、骨及び内臓をいう。）は、豚の枝肉又は枝肉以外の可食部（以下「枝肉等」という。）のみを輸送容器に入れて輸送されたものであること。豚の枝肉等の輸送容器は、豚の枝肉等の専用容器か、豚の枝肉等を輸送する前に洗浄を行い、輸送容器内に付着した豚以外の血液等を十分に落とすこと。

なお、カット場等より輸送されるカット等された豚肉等（骨を含む。以下「豚カット肉等」という。）は、豚カット肉等の工程が全ての段階において壁等で仕切られた施設から製造されたものであり、豚カット肉等のみを専用容器に入れて輸送されたものであること。

容器を用いること。

なお、カット場等から輸送されるカット等された馬肉等（骨を含む。以下「馬カット肉等」という。）は、馬カット肉等の工程が全ての段階において壁等で仕切られた施設から製造されたものであり、馬カット肉等のみを専用容器に入れて輸送されたものであること。

ウ 食鳥処理場又は家きんカット場等から輸送されるカット等された家きん肉等（骨を含む。以下「家きんカット肉等」という。）は、家きん専門の施設から製造されたものであり、家きんカット肉等のみを専用容器に入れて輸送されたものであること。

エ 豚の枝肉等若しくは豚カット肉等、馬の枝肉等若しくは馬カット肉等又は家きんカット肉等の保管から原料混合肉骨粉の原料となる副産物が生じるカット等の工程までは、豚の枝肉等及び豚カット肉等、馬の枝肉等及び馬のカット肉等並びに家きんカット肉等以外の動物のカット肉等を扱う工程と壁で仕切る等、混入防止区域を設定すること。

カット等の工程の作業に当たっては、豚、馬及び家きん専用の器具を用いること。

オ 原料混合肉骨粉の原料となる豚に由来する副産物（以下「豚原料」という。）、馬に由来する副産物（以下「馬原料」という。）及び家きん原料は、各々、豚、馬又は家きん専用の保管容器に分別して保存するとともに、豚原料、馬原料又は家きん原料以外が混入しないよう分別され、保管されているこ

イ 食鳥処理場又は家きんカット場等より輸送されるカット等された家きん肉等（骨を含む。以下「家きんカット肉等」という。）は、家きん専門の施設から製造されたものであり、家きんカット肉等のみを専用容器に入れて輸送されたものであること。

ウ 豚の枝肉等若しくは豚カット肉等又は家きんカット肉等の保管から原料混合肉骨粉の原料となる副産物が生じるカット等の工程までは、豚の枝肉等及び豚カット肉等並びに家きんカット肉等以外の動物のカット肉等を扱う工程と壁で仕切る等、混入防止区域を設定すること。

カット等の工程の作業には、豚及び家きん専用の器具を用いること。

エ 原料混合肉骨粉の原料となる豚に由来する副産物（以下「豚原料」という。）及び家きん原料は、各々、豚又は家きん専用の保管容器に分別して保存するとともに、豚原料又は家きん原料以外が混入しないよう分別され、保管されていること。

と。

カ 混入防止区域の作業は、豚、馬及び家きん専用の作業着や靴等を着用した作業員が行うこと。

また、豚、馬及び家きん以外の家畜等を処理する作業員は、混入防止区域に立ち入らないこと。

キ 豚原料に豚原料以外が、馬原料に馬原料以外が、また、家きん原料に家きん原料以外が混入しないための作業マニュアルが備え付けられていること。

ク 〔略〕

ケ 馬原料の出荷に当たっては、馬原料以外が混入していないことを確認責任者が確認した上で、別記様式第9号により原料供給管理票が発行されていること。

コ 〔略〕

サ 豚原料、馬原料及び家きん原料の出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。

なお、豚原料、馬原料又は家きん原料を入れる容器は、各々、豚原料、馬原料又は家きん原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。

また、豚原料、馬原料及び家きん原料以外の動物性たん白質等を混載する場合は、豚原料、馬原料又は家きん原料以外の血液等動物由来たん白質が混入しないよう蓋をした容器を用いること。

シ アからサまでの要件を満たしていることを確認する確認責任者を設置し、これらの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。

オ 混入防止区域の作業は、豚及び家きん専用の作業着や靴等を着用した作業員が行うこと。

また、豚及び家きん以外の家畜等を処理する作業員は、混入防止区域に立ち入らないこと。

カ 豚原料に豚原料以外が、また、家きん原料に家きん原料以外が混入しないための作業マニュアルが備え付けられていること。

キ 〔略〕

ク 〔略〕

ケ 豚原料及び家きん原料の出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。

なお、豚原料又は家きん原料を入れる容器は、各々、豚原料又は家きん原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。

また、豚原料及び家きん原料以外の動物性たん白質等を混載する場合は、豚原料又は家きん原料以外の血液等動物由来たん白質が混入しないよう蓋をした容器を用いること。

コ アからケまでの要件を満たしていることを確認する確認責任者を設置し、これらの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。

ス アからシまでが確実に実施されている豚原料、馬原料又は家きん原料を出荷すること。

(4) 食品加工工場

別添 3 - 2 の 1 の (3)、別添 4 - 2 の 1 の (3)又は別添 5 - 2 の 2の要件を満たすこと。

2 豚原料、馬原料及び家きん原料の輸送

(1) 豚原料、馬原料及び家きん原料の輸送に当たっては、各々、豚原料、馬原料又は家きん原料が入っている旨が明示された専用容器を用い、豚原料、馬原料又は家きん原料以外の動物性たん白質等が混入しないように輸送されていること。

(2) 豚原料、馬原料及び家きん原料以外の動物性たん白質等を混載する場合は、豚原料、馬原料又は家きん原料以外の血液等動物由来たん白質が混入しないように専用の蓋をした容器を用いること。

(3) 輸送容器には、原料供給管理票が添付されていること。

注 [略]

別添 6 - 3

原料混合肉骨粉等製造業者による混合原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

(1) 豚・馬共用と畜場

ア 豚及び馬に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び

サ アからコまでが確実に実施されている豚原料又は家きん原料を出荷すること。

(4) 食品加工工場

別添 3 - 2 の 1 の (3)又は別添 4 - 2 の 2の要件を満たすこと。

2 豚原料及び家きん原料の輸送

(1) 豚原料及び家きん原料の輸送に当たっては、各々、豚原料又は家きん原料が入っている旨が明示された専用容器を用い、豚原料又は家きん原料以外の動物性たん白質等が混入しないように輸送されていること。

(2) 豚原料及び家きん原料以外の動物性たん白質等を混載する場合は、豚原料又は家きん原料以外の血液等動物由来たん白質が混入しないように専用の蓋をした容器を用いること。

(3) 輸送容器には、原料供給管理票が携行されていること。

注 [略]

[新設]

蒸製骨粉の原料とする豚及び馬に由来する副産物（以下「豚・馬原料」という。）は、豚及び馬由来以外の畜産物等の動物質原料と分別されていること。

イ 豚及び馬のと畜から枝肉になるまでの豚・馬原料が排出される処理工程（以下「豚・馬処理工程」という。）は、豚及び馬以外の家畜を処理する工程と壁で仕切る等混入防止対策を施した区域（以下「混入防止区域」という。）を設定すること。

なお、全ての豚・馬処理工程を豚及び馬以外の家畜を処理する工程と壁で仕切る等が困難な場合にあつては、一部の豚・馬処理工程について、壁で仕切る等の混入防止対策を施し、混入防止区域に設定すること。

また、豚・馬処理工程の作業に当たっては、豚及び馬専用の器具を用いること。

ウ 豚・馬原料は、専用の保管容器に保存するとともに、豚・馬原料以外が混入しないよう分別され、保管されていること。

なお、一部の豚・馬処理工程を混入防止区域とした場合にあつては、豚・馬原料に混入防止区域以外から排出される副産物が混入しないよう分別され、保管されていること。

エ 混入防止区域の作業は、豚及び馬専用の作業着や靴等を着用した作業員が行うこと。豚及び馬以外の家畜等を処理する作業員は、混入防止区域に立ち入らないこと。

なお、一部の豚・馬処理工程を混入防止区域とした場合にあっては、豚及び馬の作業員が混入防止区域に立ち入る際に、作業着や靴等を洗浄すること。

オ 豚・馬原料に豚・馬原料以外が混入しないための作業マニュアルが備え付けられていること。

カ 豚・馬原料の出荷に当たっては、豚・馬原料以外が混入していないことをクの確認責任者が確認した上で、別記様式9号により原料供給管理票が発行されること。

キ 豚・馬原料の出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。なお、豚・馬原料を入れる容器は、豚・馬原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。豚・馬原料と豚・馬原料以外の動物性たん白質等を混載する場合は、豚・馬原料以外の動物由来たん白質が混入しないよう蓋をした容器を用いること。

ク アからキまでの要件を満たしていることを確認する確認責任者を設置し、これらの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。

ケ アからクまでが確実に実施されている豚原料を出荷すること。

(2) 豚（いのししを含む。以下同じ。）・馬・家きん共用カット場等

ア と畜場等から輸送される豚及び馬の枝肉又は枝肉以外の可食部（頭部、足部、骨及び内臓をいう。）は、豚及び馬の枝肉又は枝肉以外の可食部（以下

「枝肉等」という。）のみを輸送容器に入れて輸送されたものであること。豚及び馬の枝肉等の輸送容器は、専用容器を用いるか、豚及び馬の枝肉等を輸送する前に洗浄を行い、輸送容器内に付着した豚及び馬以外の血液等を十分に落とした容器を用いること。

なお、食鳥処理場、カット場等から輸送されるカット等された豚肉、馬肉及び家きん肉等（骨を含む。以下「豚・馬・家きんカット肉等」という。）は、豚・馬・家きんカット肉等の工程が全ての段階において壁等で仕切られた施設から製造されたものであり、豚・馬・家きんカット肉等のみを専用容器に入れて輸送されたものであること。

イ 豚及び馬の枝肉等並びに豚・馬・家きんカット肉等の保管から原料混合肉骨粉の原料となる副産物が生じるカット等の工程までは、豚及び馬の枝肉等並びに豚・馬・家きんカット肉等以外の動物のカット肉等を扱う工程と壁で仕切る等、混入防止区域を設定すること。

カット等の工程の作業には、豚、馬及び家きん専用の器具を用いること。

ウ 原料混合肉骨粉の原料となる豚、馬及び家きんに由来する副産物（以下「豚・馬・家きん原料」という。）は、専用の保管容器に分別して保存するとともに、豚・馬・家きん原料以外が混入しないよう分別され、保管されていること。

エ 混入防止区域の作業は、豚、馬及び家きん専用の

作業着や靴等を着用した作業員が行うこと。

また、豚、馬及び家きん以外の家畜等を処理する作業員は、混入防止区域に立ち入らないこと。

オ 豚・馬・家きん原料に豚・馬・家きん原料以外が混入しないための作業マニュアルが備え付けられていること。

カ 豚・馬・家きん原料の出荷に当たっては、豚・馬・家きん原料以外が混入していないことを確認責任者が確認した上で、別記様式第9号により原料供給管理票が発行されていること。

キ 豚・馬・家きん原料の出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。

なお、豚・馬・家きん原料を入れる容器は、豚・馬・家きん原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。

また、豚・馬・家きん原料以外の動物性たん白質等を混載する場合は、豚・馬・家きん原料以外の血液等動物由来たん白質が混入しないよう蓋をした容器を用いること。

ク アからキまでの要件を満たしていることを確認する確認責任者を設置し、これらの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。

ケ アからクまでが確実に実施されている豚・馬・家きん原料を出荷すること。

(3) 食品加工工場

食品加工工場とは、豚・馬・家きんカット肉等を主

たる原材料として加工する食品（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類する食肉製品、エキス、冷凍食品等のそうざい類をいう。）を製造する食品工場をいう。

ア 豚・馬・家きんカット肉等を主たる原材料とする加工食品の製造過程において発生する残さ（以下「豚・馬・家きん加工食品残さ」という。）は、当該加工食品を製造する工場又は施設において、牛、めん羊、山羊若しくはしかに由来する肉、骨その他のたん白質を含む食品の取扱いがないこと又は豚・馬・家きん加工食品残さに混入しないよう完全に分離された工程で取り扱われていることが第3により確認されたものを豚・馬・家きん原料とすること。

イ 豚・馬・家きん原料たる豚・馬・家きん加工食品残さは、豚、馬又は家きん由来の肉、骨等を主体（動物質のものがおおむね5割以上）とするものであること。

ウ 豚・馬・家きん原料は、専用の保管容器に保存するとともに、豚・馬・家きん原料以外が混入しないよう分別され、保管されていること。

エ 豚・馬・家きん原料の出荷に当たっては、豚・馬・家きん原料以外が混入していないことを確認した上で、別記様式第9号により原料供給管理票が発行されること。

オ 豚・馬・家きん原料の出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。なお、豚・馬・家きん原料を入れる容器は、豚・馬・家きん原料が入

っている旨が明示された専用容器を用いること。
豚・馬・家きん原料と豚・馬・家きん原料以外の動物性たん白質等を混載する場合は、豚・馬・家きん原料以外の血液等動物由来たん白質が混入しないよう蓋をした容器を用いること。

カ アからオまでの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。

キ アからカまでが確実に実施されている豚・馬・家きん原料を出荷すること。

2 豚・馬・家きん原料の輸送

(1) 豚・馬・家きん原料の輸送に当たっては、豚・馬・家きん原料が入っている旨が明示された専用容器を用い、豚・馬・家きん原料以外の動物性たん白質等が混入しないように輸送されていること。

(2) 豚・馬・家きん原料以外の動物性たん白質等を混載する場合は、豚・馬・家きん原料以外の血液等動物由来たん白質が混入しないように専用の蓋をした容器を用いること。

(3) 輸送容器には、原料供給管理票が添付されていること。

注 「容器」とは、輸送又は保管のために用いるための容器であって、当該原料が直接接触するもの（バルク車、トランスバック、PP袋、紙袋、輸送管等）をいう。

別添 7 - 1

別添 6 - 1

豚、馬及び家きんに由来する血粉及び血しょうたん白の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

豚（いのししを含む。以下1において同じ。）、馬及び家きんに由来する原料を混合して製造された血粉及び血しょうたん白（以下、「原料混合血粉等」という。）の製造に用いる豚、馬又は家きんに由来する原料は、次の①又は②に該当するものに限る。

① 別添7-2の確認基準を満たす原料収集先から受け入れた豚、馬又は家きんの血液であって、別記様式第7号の血液供給管理票が添付されたもの

② 別添2-1、5-1又は7-1の基準を満たす施設から受け入れた血粉又は血しょうたん白であって、別記様式第8号の肉骨粉等供給管理票が添付されたもの

(2) 原料の輸送

原料混合血粉等の製造業者は、原料収集先から原料を輸送するに当たっては、次の①又は②の要件を満たすこと。

① (1)の①の収集先にあつては、別添7-2の確認基準を満たした状態で輸送すること。

② (1)の②の収集先にあつては、別添2-1、5-1又は7-1の基準を満たした状態で輸送すること。

(3) 原料受入時の品質管理・記録

原料混合血粉等の製造業者は、原料受入時に豚、馬

豚及び家きんに由来する原料を混合して製造された血粉及び血しょうたん白の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

豚（いのししを含む。以下1において同じ。）及び家きんに由来する原料を混合して製造された血粉及び血しょうたん白（以下、「原料混合血粉等」という。）の製造に用いる豚又は家きんに由来する原料は、次の①又は②に該当するものに限る。

① 別添6-2の確認基準を満たす原料収集先から受け入れた豚又は家きんの血液であって、別記様式第7号の血液供給管理票が携行されたもの

② 別添2-1、4-1又は6-1の基準を満たす施設から受け入れた血粉又は血しょうたん白であって、別記様式第8号の肉骨粉等供給管理票が携行されたもの

(2) 原料の輸送

原料混合血粉等の製造業者は、原料収集先から原料を輸送するに当たっては、次の①又は②の要件を満たすこと。

① (1)の①の収集先にあつては、別添6-2の確認基準を満たした状態で輸送すること。

② (1)の②の収集先にあつては、別添2-1、4-1又は6-1の基準を満たした状態で輸送すること。

(3) 原料受入時の品質管理・記録

原料混合血粉等の製造業者は、原料受入時に豚又は

又は家きん由来以外の動物由来たん白質原料が混入していないことを血液供給管理票又は肉骨粉等供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認し、法第 52 条の規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した血液供給管理票、肉骨粉等供給管理票又は帳簿は、8年間保存すること。

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

確認を受ける原料混合血粉等の製造工程は、1 の要件を満たす原料以外の原料を用いる製造工程と完全に分離するとともに、1 の要件を満たす原料以外のものが混入しないようにすること。

さらに、製造に用いる器材は専用化すること。

(2) [略]

3 製品出荷に係る基準

(1) 出荷先の確認

原料混合血粉等の出荷に当たっては、出荷先が当該血粉等を豚、鶏、うずら若しくは養殖水産動物用飼料の製造工程に使用している事業場又は別添 6 - 1 若しくは 7 - 1 による農林水産大臣の確認を受けた製造工程に使用している事業場であることを確認すること。

(2) [略]

(3) 肉骨粉等供給管理票

家きん由来以外の動物由来たん白質原料が混入していないことを血液供給管理票又は肉骨粉等供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認し、法第 52 条の規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した血液供給管理票、肉骨粉等供給管理票又は帳簿を8年間保存すること。

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

確認を受ける原料混合血粉等の製造工程は、1 の要件を満たす原料以外の原料を用いる製造工程と完全に分離すること。

また、確認を受ける原料混合血粉等の製造工程においては、1 の要件を満たす原料以外のものが混入しないようにすること。

さらに、製造に用いる器材は専用化すること。

(2) [略]

3 製品出荷に係る基準

(1) 出荷先の確認

原料混合血粉等の出荷に当たっては、出荷先が当該血粉等を豚、鶏、うずら若しくは養殖水産動物用飼料の製造工程に使用している事業場又は別添 5 - 1 若しくは 6 - 1 による農林水産大臣の確認を受けた製造工程に使用している事業場であることを確認すること。

(2) [略]

(3) 肉骨粉等供給管理票

原料混合血粉等の出荷に当たっては、別記様式第 8 号により肉骨粉等供給管理票を作成し、製品の輸送時に添付すること。また、製品の出荷後、原料混合血粉等の製造業者は、当該原料混合血粉等が最終荷受者に確実に入荷したことを遅滞なく確認するとともに、最終荷受者から回付された肉骨粉等供給管理票を 8 年間保存すること。

(4) [略]

4・5 [略]

注 [略]

別添 7 - 2

原料混合血粉等製造業者による原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

(1) と畜場（いのししを解体処理する獣肉処理施設を含む。）

ア 豚（いのししを含む。）又は馬に由来する血粉等の原料となる血液（以下「豚等血液」という。）の採取対象動物は、と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 19 条第 1 項に規定すると畜検査員による生前検査を受け、食用に供するためにと畜が認められた豚（いのししにあっては、獣肉処理施設において、ガイドラインに基づき適切な衛生管理が行われたもの）又は馬であること。

原料混合血粉等の出荷に当たっては、別記様式第 8 号により肉骨粉等供給管理票を作成し、製品の輸送時に携行すること。また、製品の出荷後、原料混合血粉等の製造業者は、当該原料混合血粉等が遅滞なく最終荷受者に確実に入荷したことを確認するとともに、最終荷受者から回付された肉骨粉等供給管理票を 8 年間保存すること。

(4) [略]

4・5 [略]

注 [略]

別添 6 - 2

原料混合血粉等製造業者による原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

(1) と畜場（いのししを解体処理する獣肉処理施設を含む。）

ア 豚（いのししを含む。）に由来する血粉等の原料（以下「豚血粉等原料」という。）となる血液（以下「豚血液」という。）の採取対象動物は、と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 19 条第 1 項に規定すると畜検査員による生前検査を受け、食用に供するためにと畜及び解体が認められた豚（いのししにあっては、獣肉処理施設において、ガイドラインに基づき適切な衛生管理が行われたもの）であること。

イ 豚等血液の採取方法は、解体を行う前に血液以外の組織が混入しないよう回収した上で専用の処理施設に直ちに搬送し、専用タンクに保管すること。

(2) [略]

2 豚等血液及び家きん血液の輸送

(1) 豚等血液及び家きん血液の輸送に当たっては、豚等血液及び家きん血液が入っている旨が明示された専用の容器を用い、豚等血液及び家きん血液以外の動物性たん白質等が混入しないように輸送されていること。

(2) 豚等血液及び家きん血液以外の動物性たん白質等を混載する場合は、豚等血液及び家きん血液以外の血液等動物性たん白質が混入しないように専用の蓋をした容器を用いること。

(3) 容器には、血液供給管理票が添付されていること。

注 [略]

別添 8 - 1

魚介類由来たん白質の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

魚粉の製造に用いる原料（以下「魚介類原料」という。）は、魚介類のみを分別して取り扱う事業場又は(4)のア及びイの契約を締結した別添 8 - 2に掲げる原

イ 豚血粉等原料の採取方法は、解体を行う前に血液以外の組織が混入しないよう回収した上で専用の処理施設に直ちに搬送し、専用タンクに保管すること。

(2) [略]

2 豚原料及び家きん原料の輸送

(1) 豚血液又は家きん血液の輸送に当たっては、各々、豚血液又は家きん血液が入っている旨が明示された専用の容器を用い、豚血液又は家きん血液以外の動物性たん白質等が混入しないように輸送されていること。

(2) 豚血液及び家きん血液以外の動物性たん白質等を混載する場合は、豚血液又は家きん血液以外の血液等動物性たん白質が混入しないように専用の蓋をした容器を用いること。

(3) 容器には、血液供給管理票が携行されていること。

注 [略]

別添 7 - 1

魚介類由来たん白質の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

魚粉の製造に用いる原料（以下「魚介類原料」という。）は、魚介類のみを分別して取り扱う事業場又は(4)のア及びイの契約を締結した別添 7 - 2に掲げる原

料収集先から受け入れること。また、他の製造事業場で製造された魚粉等を原料として使用するに当たっては、大臣確認を受けた魚介類由来たん白質のみ受け入れること。

(2)・(3) [略]

(4) 原料収集先との契約

別添 8-2に掲げる原料収集先等原料収集に関わる者とア及びイを内容とする契約を締結すること。

ア 原料収集先は、別添 8-2の確認基準を満たすこと。

イ [略]

2～5 [略]

注 [略]。

別添 8-2

魚粉等製造業者による原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

原料収集先とする食品加工工場とは、魚介類を主たる原材料として加工する食品（魚肉ハム、魚肉ソーセージその他これらに類する魚肉ねり製品、エキス、冷凍食品等のそうざい類をいう。）を製造する食品工場をいう。

(1) 魚介類を主たる原材料とする加工食品の製造過程において発生する残さ（以下「魚介類加工食品残さ」という。）は、当該食品を製造する工場又は施設におい

料収集先から受け入れること。また、他の製造事業場で製造された魚粉等を原料として使用するに当たっては、大臣確認を受けた魚介類由来たん白質のみ受け入れること。

(2)・(3) [略]

(4) 原料収集先との契約

別添 7-2に掲げる原料収集先等原料収集に関わる者とア及びイを内容とする契約を締結すること。

ア 原料収集先は、別添 7-2の確認基準を満たすこと。

イ [略]

2～5 [略]

注 [略]

別添 7-2

魚粉等製造業者による原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

原料収集先とする食品加工工場とは、魚介類を主たる原材料として加工する食品（魚肉ハム、魚肉ソーセージその他これらに類する魚肉ねり製品、エキス、冷凍食品等のそうざい類をいう。）を製造する食品工場をいう。

(1) 魚介類を主たる原材料とする加工食品の製造過程において発生する残さ（以下「魚介類加工食品残さ」という。）は、当該食品を製造する工場又は施設におい

て、牛、めん羊、山羊若しくはしかに由来する肉、骨その他のたん白質を含む食品の取扱いがないこと又は魚介類加工食品残さに混入しないよう完全に分離された工程で取り扱われていることが第3により確認されたものを、魚介類原料とすること。

(2)～(7) [略]

2 魚介類原料の輸送

魚介類原料の輸送に当たっては、魚介類原料のみを取り扱う専用容器を用いるか、魚介類原料以外の動物性たん白質等が混入しないよう魚介類原料の輸送に際して容器の洗浄を行うこと。

注 [略]

別添9-1

牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

牛、豚（いのししを含む。）、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉又は血しょうたん白（以下「牛血粉等」という。）の製造に用いる原料（以下「牛血粉等原料」という。）は、別添2-2又は別添7-2の確認基準の要件を満たす原料収集先又は食鳥処理場から受入れた原料であって、別記様式第7号の

て、牛等に由来する肉、骨その他のたん白質を含む食品の取扱いがないことが第3により確認されたものを、魚介類原料とすること。

(2)～(7) [略]

2 魚介類原料の輸送

魚介類原料の輸送に当たっては、魚介類原料のみを取り扱う専用容器を用いるか、魚介類原料以外の動物性たん白質等が混入しないよう魚介類原料の輸送に際して容器の洗浄を行うこと。

注 [略]

別添8-1

牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

牛、豚（いのししを含む。）、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉又は血しょうたん白（以下「牛血粉等」という。）の製造に用いる原料（以下「牛血粉等原料」という。）は、別添2-2又は別添7-2の確認基準の要件を満たす原料収集先又は食鳥処理場から受入れた原料であって、別記様式第7号の

血液供給管理票が添付されたもののみ受け入れること。

(2) 原料の輸送

牛血粉等の製造業者（以下「牛血粉等製造業者」という。）は、原料収集先から牛血粉等原料を輸送するに当たっては、別添 2 - 2 若しくは別添 9 - 2 の確認基準又は別添 5 - 1 の 1 の (2) の食鳥処理場からの原料受入に係る基準を満たした状態で輸送すること。

(3) 原料受入時の品質管理・記録

牛血粉等製造業者は、原料受入時に牛血粉等原料以外の動物質原料が混入していないことを血液供給管理票の記載内容、供給された牛血粉等原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。

原料受入時の記録は、法第 52 条の規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した血液供給管理票又は帳簿は、8 年間保存すること。

(4) 原料収集先との契約

牛血粉等製造業者は、原料収集先等原料収集にかかわる者と次のア及びイに定める事項を内容とする契約を締結すること。

また、牛血粉等製造業者は、原料収集先において、当該契約内容が確実に履行されていることについて確認すること。

ア 原料収集先等は、別添 2 - 2 若しくは別添 9 - 2 の確認基準又は別添 5 - 1 の 1 の (2) の食鳥処理場からの原料受入に係る基準を満たすこと。

イ [略]

血液供給管理票が携行されたもののみ受け入れること。

(2) 原料の輸送

牛血粉等の製造業者（以下「牛血粉等製造業者」という。）は、原料収集先から牛血粉等原料を輸送するに当たっては、別添 2 - 2 若しくは別添 8 - 2 の確認基準又は別添 4 - 1 の 1 の (2) の食鳥処理場からの原料受入に係る基準を満たした状態で輸送すること。

(3) 原料受入時の品質管理・記録

牛血粉等製造業者は、原料受入時に牛血粉等原料以外の動物質原料が混入していないことを血液供給管理票の記載内容、供給された牛血粉等原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。

原料受入時の記録は、法第 52 条の規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した血液供給管理票又は帳簿を 8 年間保存すること。

(4) 原料収集先との契約

牛血粉等製造業者は、原料収集先等原料収集にかかわる者と次のア及びイに定める事項を内容とする契約を締結すること。

また、牛血粉等製造業者は、当該契約内容が原料収集先において、確実に履行されていることについて確認すること。

ア 原料収集先等は、別添 2 - 2 若しくは別添 8 - 2 の確認基準又は別添 4 - 1 の 1 の (2) の食鳥処理場からの原料受入に係る基準を満たすこと。

イ [略]

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

牛血粉等の製造工程は、1の要件を満たす原料以外の原料を用いる製造工程と完全に分離するとともに、1の要件を満たす牛血粉等原料以外のものが混入しないようにすること。

さらに、製造に用いる器材は専用化すること。

(2) [略]

3 製品出荷に係る基準

(1) 出荷先の確認

牛血粉等の出荷に当たっては、出荷先の当該牛血粉等を原料とする飼料の製造工程が別添 13 による農林水産大臣の確認を受けた製造工程であることを確認すること。

(2) [略]

(3) 牛肉骨粉・血粉等供給管理票

牛血粉等の出荷に当たっては、別記様式第 10 号により牛肉骨粉・血粉等供給管理票を作成し、製品の輸送時に添付すること。また、製品の出荷後、牛血粉等の製造業者は、当該牛血粉等が荷受者に確実に入荷したことを遅滞なく確認するとともに、荷受者から回付された牛肉骨粉・血粉等供給管理票を 8 年間保存すること。

(4) [略]

4・5 [略]

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

牛血粉等の製造工程は、1の要件を満たす原料以外の原料を用いる製造工程と完全に分離すること。

また、牛血粉等の製造工程においては、1の要件を満たす牛血粉等原料以外のものが混入しないようにすること。

さらに、製造に用いる器材は専用化すること。

(2) [略]

3 製品出荷に係る基準

(1) 出荷先の確認

牛血粉等の出荷に当たっては、出荷先の当該牛血粉等を原料とする飼料の製造工程が別添 12 による農林水産大臣の確認を受けた製造工程であることを確認すること。

(2) [略]

(3) 牛肉骨粉・血粉等供給管理票

牛血粉等の出荷に当たっては、別記様式第 10 号により牛肉骨粉・血粉等供給管理票を作成し、製品の輸送時に携行すること。また、製品の出荷後、牛血粉等の製造業者は、当該牛血粉等が遅滞なく荷受者に確実に入荷したことを確認するとともに、荷受者から回付された牛肉骨粉・血粉等供給管理票を 8 年間保存すること。

(4) [略]

4・5 [略]

注 [略]

別添 9 - 2

牛血粉等の製造業者による原料収集先の確認基準

- 1 牛、豚（いのししを含む。）、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白の原料を扱う事業場

牛、豚（いのししを含む。以下同じ。）、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白（以下「牛血粉等」という。）の製造業者は、牛血粉等の原料となる血液（以下「牛血粉等原料」という。）について、次の(1)から(7)までを確実に満たすものを収集すること。

(1) 牛血粉等原料の採取対象動物は、と畜場において、と畜場法(昭和 28 年法律第 114 号)第 19 条第 1 項に規定すると畜検査員による生前検査を受け、食用に供するためにと畜が認められた牛、豚（いのししにあっては、獣肉処理施設において、ガイドラインに基づき適切な衛生管理が行われたもの）、めん羊、山羊若しくは馬又は食鳥処理場で処理される家きんであること。

(2)～(7) [略]

- 2 牛血粉等原料の輸送

(1)・(2) [略]

注 [略]

別添 8 - 2

牛血粉等の製造業者による原料収集先の確認基準

- 1 牛、豚（いのししを含む。）、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白の原料を扱う事業場

牛、豚（いのししを含む。以下同じ。）、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白（以下「牛血粉等」という。）の製造業者は、牛血粉等の原料となる血液（以下「牛血粉等原料」という。）について、次の(1)から(7)までを確実に満たすものを収集すること。

(1) 牛血粉等原料の採取対象動物は、と畜場において、と畜場法(昭和 28 年法律第 114 号)第 19 条第 1 項に規定すると畜検査員による生前検査を受け、食用に供するためにと畜及び解体が認められた牛、豚（いのししにあっては、獣肉処理施設において、ガイドラインに基づき適切な衛生管理が行われたもの）、めん羊、山羊若しくは馬又は食鳥処理場で処理される家きんであること。

(2)～(7) [略]

- 2 牛血粉等原料の輸送

(1)・(2) [略]

(3) 輸送容器には血液供給管理票が添付されていること。

注 [略]

別添 10-1

牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

牛、豚（いのししを含む。）、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉（以下「牛肉骨粉等」という。）の製造に用いる原料（以下「牛肉骨粉等原料」という。）は、次の①から④までのいずれかに該当するものに限る。

① 別添 3-2、4-2、5-2、6-2、6-3 若しくは 10-2 の確認基準を満たす原料収集先又は食鳥処理場から受入れた原料であって別記様式第 9 号の原料供給管理票が添付されたもの。

② [略]

③ 牛、豚（いのししを含む）、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する食用脂肪を原料とする食用油脂製造施設からの肉粉であって、別記様式第 9 号の原料供給管理票が添付されたもの。

④ [略]

(3) 輸送容器には血液供給管理票が携行されていること。

注 [略]

別添 9-1

牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

牛、豚（いのししを含む。）、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉（以下「牛肉骨粉等」という。）の製造に用いる原料（以下「牛肉骨粉等原料」という。）は、次の①から④までのいずれかに該当するものに限る。

① 別添 3-2、4-2、5-2 若しくは 9-2 の確認基準を満たす原料収集先又は食鳥処理場から受入れた原料であって別記様式第 9 号の原料供給管理票が携行されたもの。

② [略]

③ 牛、豚（いのししを含む）、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する食用脂肪を原料とする食用油脂製造施設からの肉粉であって、別記様式第 9 号の原料供給管理票が携行されたもの。

④ [略]

(2) 原料の輸送

牛肉骨粉等の製造業者（以下「牛肉骨粉等製造業者」という。）は、原料収集先から牛肉骨粉等原料を輸送するに当たっては、(1)の収集先に応じて設定する次の要件を満たすこと。

① (1)の①の収集先にあつては、別添3-2、4-2、5-2、6-2、6-3若しくは10-2の確認基準又は別添5-1の1の(2)の食鳥処理場からの原料の受入に係る基準を満たした状態で輸送すること。

②・③ [略]

(3) 原料受入時の品質管理・記録

牛肉骨粉等製造業者は、原料受入時に牛の脊柱等、めん山羊の部位及び牛、豚（いのししを含む。）、めん羊、山羊、馬又は家きん以外の動物に由来する副産物が混入していないことを、原料供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。

また、原料供給管理票が添付されていない1の(1)の②又は④に該当する原料については、解体処理されていない豚、馬又は家きんにあつては豚、馬又は家きん以外の動物の混入がないことを、狩猟者から直接出荷されるいのししにあつてはいのしし以外の動物の混入がないことを、それぞれ確認し、帳簿に記載すること。原料受入時の記録は、法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した原料供給管理票又は帳簿は、8年間保存すること。

(2) 原料の輸送

牛肉骨粉等の製造業者（以下「牛肉骨粉等製造業者」という。）は、原料収集先から牛肉骨粉等原料を輸送するに当たっては、(1)の収集先に応じて設定する次の要件を満たすこと。

① (1)の①の収集先にあつては、別添3-2、4-2、5-2若しくは9-2の確認基準又は別添4-1の1の(2)の食鳥処理場からの原料の受入に係る基準を満たした状態で輸送すること。

②・③ [略]

(3) 原料受入時の品質管理・記録

牛肉骨粉等製造業者は、原料受入時に牛の脊柱等、めん山羊の部位及び牛、豚（いのししを含む。）、めん羊、山羊、馬又は家きん以外の動物に由来する副産物が混入していないことを原料供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。

また、原料供給管理票が携行されていない1の(1)の②又は④に該当する原料については、解体処理されていない豚、馬又は家きんにあつては豚、馬又は家きん以外の動物の混入がないことを、狩猟者から直接出荷されるいのししにあつてはいのしし以外の動物の混入がないことを、それぞれ確認し、帳簿に記載すること。原料受入時の記録は、法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した原料供給管理票又は帳簿を8年間保存すること。

(4) 原料収集先との契約

牛肉骨粉等製造業者は、原料収集先等原料収集にかかわる者と次のア及びイに定める事項を内容とする契約を締結すること。

また、牛肉骨粉等製造業者は、原料収集先において、当該契約内容が確実に履行されていることについて確認すること。

ア 原料収集先等は、別添 3-2、4-2、5-2、6-2、6-3又は 10-2の確認基準を満たすこと。

イ [略]

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

確認を受ける牛肉骨粉等の製造工程は、1の要件を満たす原料以外の原料を用いる製造工程と完全に分離するとともに、1の要件を満たす原料以外のものが混入しないようにすること。

さらに、製造に用いる器材は専用化すること。

(2) [略]

3 製品出荷に係る基準

(1) 出荷先の確認

牛肉骨粉等の出荷に当たっては、出荷先の当該牛肉骨粉等を原料とする飼料の製造工程が別添 13による農林水産大臣の確認を受けた製造工程であることを確認

(4) 原料収集先との契約

牛肉骨粉等製造業者は、原料収集先等原料収集にかかわる者と次のア及びイに定める事項を内容とする契約を締結すること。

また、牛肉骨粉等製造業者は、当該契約内容が原料収集先において、確実に履行されていることについて確認すること。

ア 原料収集先等は、別添 3-2、4-2、5-2又は9-2の確認基準を満たすこと。

イ [略]

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

確認を受ける牛肉骨粉等の製造工程は、1の要件を満たす原料以外の原料を用いる製造工程と完全に分離すること。

また、確認を受ける牛肉骨粉等の製造工程においては、1の要件を満たす原料以外のものが混入しないようにすること。

さらに、製造に用いる器材は専用化すること。

(2) [略]

3 製品出荷に係る基準

(1) 出荷先の確認

牛肉骨粉等の出荷に当たっては、出荷先の当該牛肉骨粉等を原料とする飼料の製造工程が別添 12による農林水産大臣の確認を受けた製造工程であることを確認

すること。

(2) [略]

(3) 牛肉骨粉・血粉等供給管理票

牛肉骨粉等の出荷に当たっては、別記様式第 10 号により牛肉骨粉・血粉等供給管理票を作成し、製品の輸送時に添付すること。また、製品の出荷後、牛肉骨粉等の製造業者は、当該牛肉骨粉等が遅滞なく荷受者に確実に入荷したことを確認するとともに、荷受者から回付された牛肉骨粉・血粉等供給管理票を 8 年間保存すること。

(4) [略]

4・5 [略]

注 [略]

別添 10-2

牛肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準

1 [略]

2 牛肉骨粉等原料の輸送

(1)・(2) [略]

(3) 輸送容器には原料供給管理票が添付されていること。

注 [略]

すること。

(2) [略]

(3) 牛肉骨粉・血粉等供給管理票

牛肉骨粉等の出荷に当たっては、別記様式第 10 号により牛肉骨粉・血粉等供給管理票を作成し、製品の輸送時に携行すること。また、製品の出荷後、牛肉骨粉等の製造業者は、当該牛肉骨粉等が遅滞なく荷受者に確実に入荷したことを確認するとともに、荷受者から回付された牛肉骨粉・血粉等供給管理票を 8 年間保存すること。

(4) [略]

4・5 [略]

注 [略]

別添 9-2

牛肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準

1 [略]

2 牛肉骨粉等原料の輸送

(1)・(2) [略]

(3) 輸送容器には原料供給管理票が携行されていること。

[略]

別添 11-1

飼料用動物性油脂の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

飼料用の動物性油脂の製造に用いる原料は、別添 11-2の確認基準の要件を満たす原料収集先からの原料であって別記様式第9号の原料供給管理票が添付されたもの、(4)のイ及びウの契約を締結した者から収集されるもの又は農場若しくは狩猟者から直接出荷されるもののみ受け入れること。なお、農場から収集する原料にあつては、解体処理されていない豚、馬又は家きんであつて、豚、馬及び家きん以外の動物の混入がないもの、狩猟者から収集する原料にあつては、狩猟者から直接出荷されるいのししであつて、いのしし以外の動物の混入がないものであり、牛（月齢が30月以下の牛を除く。）の脊柱又はと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛（以下「脊柱等」という。）の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

なお、脊柱が30月齢以下の牛に由来することの確認は、別添 11-2に従つて行うものとする。

(2) 原料の輸送

原料の輸送に当たっては、別添 11-2の確認基準を満たした条件で輸送すること。なお、農場から輸送される解体処理をされていない豚又は家きんの輸送に当

別添 10-1

飼料用動物性油脂の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

飼料用の動物性油脂の製造に用いる原料は、別添 10-2の確認基準の要件を満たす原料収集先からの原料であつて別記様式第9号の原料供給管理票が携行されたもの、(4)のイ及びウの契約を締結した者から収集されるもの又は農場若しくは狩猟者から直接出荷されるもののみ受け入れること。なお、農場から収集する原料にあつては、解体処理されていない豚又は家きんであつて、豚又は家きん以外の動物の混入がないもの、狩猟者から収集する原料にあつては、狩猟者から直接出荷されるいのししであつて、いのしし以外の動物の混入がないものであり、牛（月齢が30月以下の牛を除く。）の脊柱又はと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛（以下「脊柱等」という。）の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

なお、脊柱が30月齢以下の牛に由来することの確認は、別添 10-2に従つて行うものとする。

(2) 原料の輸送

原料の輸送に当たっては、別添 10-2の確認基準を満たした条件で輸送すること。なお、農場から輸送される解体処理をされていない豚又は家きんの輸送に当

たつては、脊柱等を入れる容器と共用されておらず、輸送前に洗浄を十分に行うこと。

(3) 原料受入時の品質管理・記録

原料受入時に脊柱等が混入していないことを、原料供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。また、原料供給管理票が添付されていない原料については、脊柱等を取り扱わない原料収集先からのものであって(4)のイ及びウの契約を締結したもの又は農場から直接出荷された原料であることを確認し、帳簿に記載すること。原料受入時の記録は、法第 52 条に規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した原料供給管理票又は帳簿は、8 年間保存すること。

(4) 原料収集先との契約

原料収集先等原料収集にかかわる者とア又はイに定める事項及びウに定める事項を内容とする契約を締結すること。

また、原料収集先において、当該契約内容が確実に履行されていることについて確認すること。

ア 原料収集先等は、別添 11-2の確認基準を満たすこと。

イ・ウ [略]

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

たつては、脊柱等を入れる容器と共用されておらず、輸送前に洗浄を十分に行うこと。

(3) 原料受入時の品質管理・記録

原料受入時に脊柱等が混入していないことを原料供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。また、原料供給管理票が携行されていない原料については、脊柱等を取り扱わない原料収集先からのものであって(4)のイ及びウの契約を締結したもの又は農場から直接出荷された原料であることを確認し、帳簿に記載すること。原料受入時の記録は、法第 52 条に規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した原料供給管理票又は帳簿を8 年間保存すること。

(4) 原料収集先との契約

原料収集先等原料収集にかかわる者とア又はイに定める事項及びウに定める事項を内容とする契約を締結すること。

また、当該契約内容が原料収集先において、確実に履行されていることについて確認すること。

ア 原料収集先等は、別添 10-2の確認基準を満たすこと。

イ・ウ [略]

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

確認を受ける飼料用動物性油脂の製造工程は、1の要件を満たす原料以外の原料を用いる製造工程と完全に分離するとともに、1の要件を満たす原料以外のものが混入しないようにすること。

さらに、製造に用いる器材は専用化すること。

(2) [略]

3 製品出荷に係る基準

(1) [略]

(2) 動物性油脂供給管理票

飼料用動物性油脂の出荷に当たっては、別記様式第12号により動物性油脂供給管理票を作成し、製品の輸送時に添付すること。また、製品の出荷後、飼料用動物性油脂の製造業者は、当該油脂が最終荷受者に確実に入荷したことを遅滞なく確認するとともに、最終荷受者から回付された動物性油脂供給管理票を8年間保存すること。

(3) [略]

4・5 [略]

注 [略]

別添 11-2

飼料用動物性油脂製造業者による油脂原料収集先の確認基準

確認を受ける飼料用動物性油脂の製造工程は、1の要件を満たす原料以外の原料を用いる製造工程と完全に分離すること。

また、確認を受ける飼料用動物性油脂の製造工程においては、1の要件を満たす原料以外のものが混入しないようにすること。

さらに、製造に用いる器材は専用化すること。

(2) [略]

3 製品出荷に係る基準

(1) [略]

(2) 動物性油脂供給管理票

飼料用動物性油脂の出荷に当たっては、別記様式第12号により動物性油脂供給管理票を作成し、製品の輸送時に携行すること。また、製品の出荷後、飼料用動物性油脂の製造業者は、当該油脂が遅滞なく最終荷受者に確実に入荷したことを確認するとともに、最終荷受者から回付された動物性油脂供給管理票を8年間保存すること。

(3) [略]

4・5 [略]

注 [略]

別添 10-2

飼料用動物性油脂製造業者による油脂原料収集先の確認基準

1 [略]

2 副産物原料の輸送

(1)・(2) [略]

(3) 輸送容器には、原料供給管理票が添付されていること。

注 [略]

別添 12-1

食品加工工場の製造過程から発生する加工食品残さを原料とする食品残さ等利用飼料の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

飼料（第1の1の(3)、(4)、(5)、(7)及び(8)を用いて製造する飼料を除く。）の製造に用いる加工食品残さは、(4)のア及びイの契約を締結した別添 12-2の原料収集先から受け入れること。

(2) 原料の輸送

原料の輸送に当たっては、別添 12-2の確認基準を満たす加工食品残さのみを取り扱う専用容器を用いること。

(3) [略]

(4) 原料収集先との契約

別添 12-2の原料収集先等原料収集に関わる者とア

1 [略]

2 副産物原料の輸送

(1)・(2) [略]

(3) 輸送容器には、原料供給管理票が携行されていること。

注 [略]

別添 11-1

食品加工工場の製造過程から発生する加工食品残さを原料とする食品残さ等利用飼料の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

飼料（第1の1の(3)、(4)、(6)及び(7)を用いて製造する飼料を除く。）の製造に用いる加工食品残さは、(4)のア及びイの契約を締結した別添 11-2の原料収集先から受け入れること。

(2) 原料の輸送

原料の輸送に当たっては、別添 11-2の確認基準を満たす加工食品残さのみを取り扱う専用容器を用いること。

(3) [略]

(4) 原料収集先との契約

別添 11-2の原料収集先等原料収集に関わる者とア

及びイを内容とする契約を締結すること。

ア 原料収集先は、別添 12-2の確認基準を満たすこと。

イ [略]

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

食品残さ等利用飼料の製造工程は、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき農林水産大臣が指定するもの」（平成 26 年 5 月 13 日農林水産省告示第 649 号）による確認を受けていない加工食品残さが混入しないようにすること。

(2) [略]

3 [略]

注 [略]

別添 12-2

食品残さ等利用飼料製造業者による原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

原料収集先とする食品加工工場とは、豚カット肉等（いのししのカット肉等を含む。）、馬カット肉等、家きん肉等又は魚介類を原材料として加工する食品（ソーセージ、ハム、ベーコンその他これに類する食肉製品、魚肉ソーセージ、魚肉ハムその他これに類する魚肉ねり

及びイを内容とする契約を締結すること。

ア 原料収集先は、別添 11-2の確認基準を満たすこと。

イ [略]

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

食品残さ等利用飼料の製造工程は、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第 1 の 2 の (1) のアからウまでの規定に基づき農林水産大臣が指定するもの」（平成 26 年 5 月 13 日農林水産省告示第 649 号）による確認を受けていない加工食品残さが混入しないようにすること。

(2) [略]

3 [略]

注 [略]

別添 11-2

食品残さ等利用飼料製造業者による原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

原料収集先とする食品加工工場とは、豚カット肉等（いのししのカット肉等を含む。）、家きん肉等又は魚介類を原材料として加工する食品（ソーセージ、ハム、ベーコンその他これに類する食肉製品、魚肉ソーセージ、魚肉ハムその他これに類する魚肉ねり製品、エキ

製品、エキス、冷凍食品等のそうざい類をいう。)を製造する食品工場をいう。

(1) 加工食品残さは、当該食品を製造する工場又は施設において、牛、めん羊、山羊若しくはしかに由来する肉、骨その他のたん白質を含む食品の取扱いがないこと又は加工食品残さに混入しないよう完全に分離された工程で取り扱われていることが第3により確認されたものを食品残さ等利用飼料の原料とすること。

(2)～(7) [略]

2 [略]

注 [略]

別添 13

牛血粉等及び牛肉骨粉等を原料とする養殖水産動物を対象とする飼料の製造基準

1 牛血粉等及び牛肉骨粉等並びにこれらを原料とする飼料の受入れに係る基準

(1) 収集先

養殖水産動物を対象とする飼料（以下「養魚用飼料」という。）の製造に用いる牛、豚（いのししを含む。以下同じ。）、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白並びに牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「牛肉骨粉・血粉等」とい

ス、冷凍食品等のそうざい類をいう。)を製造する食品工場をいう。

(1) 加工食品残さは、当該食品を製造する工場又は施設において、牛等に由来する肉、骨その他のたん白質を含む食品の取扱いがないことが第1の2の(2)により確認されたものを食品残さ等利用飼料の原料とすること。

(2)～(7) [略]

2 [略]

注 [略]

別添 12

牛血粉等及び牛肉骨粉等を原料とする養殖水産動物を対象とする飼料の製造基準

1 牛血粉等及び牛肉骨粉等並びにこれらを原料とする飼料の受入れに係る基準

(1) 収集先

養殖水産動物を対象とする飼料（以下「養魚用飼料」という。）の製造に用いる牛、豚（いのししを含む。以下同じ。）、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白並びに牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「牛肉骨粉・血粉等」とい

う。)は、牛肉骨粉・血粉等を原料とした養魚用飼料の製造工程として農林水産大臣の確認を受けた工程（以下「確認済魚飼ライン」という。）を有する飼料製造事業者のみ受け入れできるものとし、次のア又はイのいずれかに該当するもののみを受け入れるものとする。

ア 牛肉骨粉・血粉等

以下の①又は②のいずれかのものであって、「牛肉骨粉・血粉等供給管理票」が添付されているもの。

①・② [略]

イ [略]

(2) 原料の輸送

牛肉骨粉・血粉等にあつては別添 9-1 の 4 又は別添 10-1 の 4、中間製品にあつては別添 10-1 の 4 の「製品輸送に係る基準」に従って輸送されたことを確認し、受け入れること。なお、輸送時に牛肉骨粉・血粉等又は中間製品の飛散等により、牛肉骨粉・血粉等以外の飼料に混入しないようにすること。

(3) [略]

2 [略]

3 製品出荷に係る基準

(1) [略]

(2) 中間製品（養魚用飼料製造業者に出荷する飼料）

ア・イ [略]

ウ 確認済魚飼ライン中間製品供給管理票

確認済魚飼ラインで製造された中間製品の出荷に

う。)は、牛肉骨粉・血粉等を原料とした養魚用飼料の製造工程として農林水産大臣の確認を受けた工程（以下「確認済魚飼ライン」という。）を有する飼料製造事業者のみ受け入れできるものとし、次のア又はイのいずれかに該当するもののみを受け入れるものとする。

ア 牛肉骨粉・血粉等

以下の①又は②のいずれかのものであって、「牛肉骨粉・血粉等供給管理票」が携行されているもの。

①・② [略]

イ [略]

(2) 原料の輸送

牛肉骨粉・血粉等にあつては別添 8-1 の 4 又は別添 9-1 の 4、中間製品にあつては別添 9-1 の 4 の「製品輸送に係る基準」に従って輸送されたことを確認し、受け入れること。なお、輸送時に牛肉骨粉・血粉等又は中間製品の飛散等により、牛肉骨粉・血粉等以外の飼料に混入しないようにすること。

(3) [略]

2 [略]

3 製品出荷に係る基準

(1) [略]

(2) 中間製品（養魚用飼料製造業者に出荷する飼料）

ア・イ [略]

ウ 確認済魚飼ライン中間製品供給管理票

確認済魚飼ラインで製造された中間製品の出荷に

当たっては、別記様式第 11 号により確認済魚飼ライン中間製品供給管理票を作成し、製品の輸送時に添付すること。また、製品の出荷後、当該飼料製造業者は、中間製品が遅滞なく荷受者に確実に入荷したことを確認するとともに、荷受者から回付された確認済魚飼ライン中間製品供給管理票を 8 年間保存すること。

エ [略]

4・5 [略]

注 [略]

別添 14

輸入業者の確認基準

1 輸入先の事業場の基準

(1) 第 1 の 1 の (1) から (10) までの飼料を製造する輸入先の事業場は、以下の条件を満たすこと。

ア 確認の対象となる動物由来たん白質の製造工程とこれ以外のたん白質の製造工程が完全に分離されていることが明らかとなる図面を提出すること。

イ ① から④までに定める事項を内容とする契約を輸入業者との間で締結すること。

① 輸入先の事業場は、それぞれ別添 1 から 別添 8 までの飼料の製造基準（輸入先の事業場と原料収集先の契約及び原料供給管理票の要件は除く。）

当たっては、別記様式第 11 号により確認済魚飼ライン中間製品供給管理票を作成し、製品の輸送時に携行すること。また、製品の出荷後、当該飼料製造業者は、中間製品が遅滞なく荷受者に確実に入荷したことを確認するとともに、荷受者から回付された確認済魚飼ライン中間製品供給管理票を 8 年間保存すること。

エ [略]

4・5 [略]

注 [略]

別添 13

輸入業者の確認基準

1 輸入先の事業場の基準

(1) 第 1 の 1 の (1) から (8) までの飼料を製造する輸入先の事業場は、以下の条件を満たすこと。

ア 製造工程が確認の対象となる動物由来たん白質の製造工程と完全に分離されていることが明らかとなる図面を提出すること。

イ ① から④までに定める事項を内容とする契約を輸入業者との間で締結すること。

① 輸入先の事業場は、それぞれ別添 1 から 別添 7 までの飼料の製造基準（輸入先の事業場と原料収集先の契約及び原料供給管理票の要件は除く。）

を遵守すること。

②～④ [略]

ウ 第1の1の(10)の牛に由来する血粉又は血しょうたん白の輸入先国は、食品安全委員会のリスク評価が終了し牛肉の輸入が認められた国であって、国際獣疫事務局により無視できるリスクの国と認定されている国であること。さらに、原料となる血液は、輸入先国においてと畜された牛に由来するものであること。

(2) 第1の1の(12)の飼料を製造する輸入先の事業場は、以下の条件を満たすこと

ア・イ [略]

2 輸入業者の基準

(1) 第1の1の(1)に定めるもの

ア・イ [略]

(2) 第1の1の(2)から(8)まで及び(12)に定めるもの

(1)のア及びイに定める条件のほか、次の条件を満たすこと。

ア トランスバック等当該輸入品が直接接触するものであって、これらの保管のために用いる容器には、別添2から7まで又は別添11の飼料の製造基準に基づいたものを使用すること。

イ [略]

ウ 輸入業者は、次に定める事項を内容とする流通管理規程を定めること。

①・② [略]

を遵守すること。

②～④ [略] 契約内容に変更が生じる場合は、事前に連絡すること。

[新設]

(2) 第1の1の(11)の飼料を製造する輸入先の事業場は、以下の条件を満たすこと

ア・イ [略]

2 輸入業者の基準

(1) 第1の1の(1)に定めるもの

ア・イ [略]

(2) 第1の1の(2)から(7)まで及び(11)に定めるもの

(1)のア及びイに定める条件のほか、次の条件を満たすこと。

ア トランスバック等当該輸入品が直接接触するものであって、これらの保管のために用いる容器には、別添2から6まで又は別添10の飼料の製造基準に基づいたものを使用すること。

イ [略]

ウ 輸入業者は、次に定める事項を内容とする流通管理規程を定めること。

①・② [略]

③ 輸入業者は、製品の出荷後、当該輸入品が最終荷受者に確実に入荷したことを遅滞なく確認すること。

④ [略]

エ それぞれ別添 2 から 8-1 まで又は別添 11 の製品輸送に係る基準に基づいて輸送すること。

(3) 第 1 の 1 の (9) に定めるもの

(1) のア及びイ並びに (2) のアに定める条件を満たすこと。

別記様式第 1-1 号

[中略]

備考：1 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 第 1 の 1 の (1)、(3)、(4)、(7)、(10) 又は (11) の飼料を製造する場合

ア・イ [略]

ウ 製造工程の図面（第 1 の 1 の (3)、(4)、(7)、(10) 又は (11) の飼料以外の動物由来たん白質を製造している場合にあつては、当該工程と製造工程との位置関係が記載された平面図を含むこと。）

(2) 第 1 の 1 の (5) 又は (6) の飼料であつて食肉事業者又は加工食品工場から原料を収集して製造する場合

ア～ウ [略]

(3) 第 1 の 1 の (9) の飼料であつて食品加工工場から原料を収集して製造する場合

③ 輸入業者は、製品の出荷後、当該輸入品が遅滞なく最終荷受者に確実に入荷したことを確認すること。

④ [略]

エ それぞれ別添 2 から 7-1 まで又は別添 10 の製品輸送に係る基準に基づいて輸送すること。

(3) 第 1 の 1 の (8) に定めるもの

(1) のア及びイ並びに (2) のアに定める条件を満たすこと。

別記様式第 1-1 号

[中略]

備考：1 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 第 1 の 1 の (1)、(3)、(6)、(9) 又は (10) の飼料を製造する場合

ア・イ [略]

ウ 製造工程の図面（第 1 の 1 の (3)、(6)、(9) 又は (10) の飼料以外の動物由来たん白質を製造している場合にあつては、当該工程と製造工程との位置関係が記載された平面図を含むこと。）

(2) 第 1 の 1 の (4) 又は (5) の飼料であつて食肉事業者又は加工食品工場から原料を収集して製造する場合

ア～ウ [略]

(3) 第 1 の 1 の (8) の飼料であつて食品加工工場から原料を収集して製造する場合

<p>(ア及びイの原料収集先は、食品加工工場に限る。)</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(4) 第1の1の(12)の飼料を製造する場合</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(5) 第1の1の(13)の飼料を製造する場合</p> <p>(ア及びイの原料収集先は、食品加工工場に限る。)</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(注1) [略]</p> <p>(注2) [略]</p> <p>(記載例)</p> <p>ゼラチン、コラーゲン、豚に由来する肉骨粉、チキンミール、フェザーミール、家きんに由来する血粉等、豚及び家きんに由来する原料混合血粉等、豚、<u>馬</u>及び家きんに由来する原料混合肉骨粉、魚介類由来たん白質、牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉等、牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、動物性油脂</p> <p>(注3) [略]</p> <p>[略]</p> <p>(別記)</p>	<p>(ア及びイの原料収集先は、食品加工工場に限る。)</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(4) 第1の1の(11)の飼料を製造する場合</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(5) 第1の1の(12)の飼料を製造する場合</p> <p>(ア及びイの原料収集先は、食品加工工場に限る。)</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(注1) [略]</p> <p>(注2) [略]</p> <p>(記載例)</p> <p>ゼラチン、コラーゲン、豚に由来する肉骨粉、チキンミール、フェザーミール、家きんに由来する血粉等、豚及び家きんに由来する原料混合血粉等、豚及び家きんに由来する原料混合肉骨粉、魚介類に由来する<u>たん</u>白質、牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉等、牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、動物性油脂</p> <p>(注3) [略]</p> <p>[略]</p> <p>(別記)</p>
--	---

<p>別記様式第 1 - 2 号</p> <p>〔中略〕</p> <p>備考：1 次に掲げる書類を添付すること。</p> <p>ア 輸入先の事業場の一覧表（別記）</p> <p>イ <u>別添 14</u> の 1 の (1) のア又は同 (2) のアの規定により輸入先の事業場から提出を受けた書類の写し及び同 (1) のイ又は同 (2) のイの規定により締結した契約書の写し</p> <p>2 正本 1 部及び副本 2 部を提出すること。</p> <p>(注 1) 〔略〕</p> <p>(注 2) 〔略〕</p> <p>(記載例)</p> <p>ゼラチン、家きんに由来するチキンミール、豚に由来する肉骨粉、豚、<u>馬</u>及び家きんに由来する原料混合肉骨粉、魚介類由来たん白質</p> <p>(注 3) 〔略〕</p> <p style="text-align: right;">(別記)</p> <p>〔略〕</p>	<p>別記様式第 1 - 2 号</p> <p>〔中略〕</p> <p>備考：1 次に掲げる書類を添付すること。</p> <p>ア 輸入先の事業場の一覧表（別記）</p> <p>イ <u>別添 13</u> の 1 の (1) のア又は同 (2) のアの規定により輸入先の事業場から提出を受けた書類の写し及び同 (1) のイ又は同 (2) のイの規定により締結した契約書の写し</p> <p>2 正本 1 部及び副本 2 部を提出すること。</p> <p>(注 1) 〔略〕</p> <p>(注 2) 〔略〕</p> <p>(記載例)</p> <p>ゼラチン、家きんに由来するチキンミール、豚に由来する肉骨粉、豚及び家きんに由来する原料混合肉骨粉、魚介類由来たん白質</p> <p>(注 3) 〔略〕</p> <p style="text-align: right;">(別記)</p> <p>〔略〕</p>
<p>別記様式第 2 - 1 号</p> <p>〔中略〕</p> <p>備考：1 「製造品目」及び「輸入品目」には、確認された品目を記載する。</p> <p>(記載例)</p> <p>ゼラチン、コラーゲン、豚に由来する血粉等、豚に</p>	<p>別記様式第 2 - 1 号</p> <p>〔中略〕</p> <p>備考：1 「製造品目」及び「輸入品目」には、確認された品目を記載する。</p> <p>(記載例)</p> <p>ゼラチン、コラーゲン、豚に由来する血粉等、豚に</p>

由来する肉骨粉、チキンミール、フェザーミール、家きんに由来する血粉等、豚、馬及び家きんに由来する原料混合血粉等、豚、馬及び家きんに由来する原料混合肉骨粉、魚介類由来たん白質、動物性油脂

2 〔略〕

別記様式第2-2号～別記様式第5号 〔略〕

別記様式第6号

〔中略〕

備考：1 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 第1の1の(3)、(4)、(7)、(10)又は(11)の飼料を製造する場合

原料収集先の変更の場合は、変更後の原料収集先の一覧（追加された原料収集先と締結した契約書の写しを含む。）等変更する事項を記載した書類を添付すること。

(2) 第1の1の(5)又は(6)の飼料であって食肉事業者又は食品加工工場から原料を収集して製造する場合

原料収集先の変更の場合は、変更後の原料収集先の一覧（追加された原料収集先と締結した契約書の写しを含む。）等変更する事項を記載した書類を添付すること。

(3) 第1の1の(9)の飼料であって食品加工工場から原料を収集して製造する場合

原料収集先の変更の場合は、変更後の原料収集先の

由来する肉骨粉、チキンミール、フェザーミール、家きんに由来する血粉等、豚及び家きんに由来する原料混合血粉等、豚及び家きんに由来する原料混合肉骨粉、魚介類に由来するたん白質、動物性油脂

2 〔略〕

別記様式第2-2号～別記様式第5号 〔略〕

別記様式第6号

〔中略〕

備考：1 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 第1の1の(3)、(6)、(9)又は(10)の飼料を製造する場合

原料収集先の変更の場合は、変更後の原料収集先の一覧（追加された原料収集先と締結した契約書の写しを含む。）等変更する事項を記載した書類を添付すること。

(2) 第1の1の(4)又は(5)の飼料であって食肉事業者又は食品加工工場から原料を収集して製造する場合

原料収集先の変更の場合は、変更後の原料収集先の一覧（追加された原料収集先と締結した契約書の写しを含む。）等変更する事項を記載した書類を添付すること。

(3) 第1の1の(8)の飼料であって食品加工工場から原料を収集して製造する場合

原料収集先の変更の場合は、変更後の原料収集先の

一覧（追加された原料収集先と締結した契約書の写しを含む。）等変更する事項を記載した書類を添付すること。

(4) 第1の1の(12)の飼料を製造する場合

原料収集先の変更の場合は、変更後の原料収集先の一覧（追加された原料収集先と締結した契約書の写しを含む。）等変更する事項を記載した書類を添付すること。

(5) 第1の1の(13)の飼料を製造する場合

原料収集先の変更の場合は、変更後の原料収集先の一覧（追加された原料収集先と締結した契約書の写し及び原料収集先の製造工程図面を含む。）等変更する事項を記載した書類を添付すること。

2 正本1部及び副本2部を提出すること。

(注1) [略]

(注2) [略]

別記様式第7号

(血液供給管理票の記載例)

血液供給管理票（牛血粉等原料）

一覧（追加された原料収集先と締結した契約書の写しを含む。）等変更する事項を記載した書類を添付すること。

(4) 第1の1の(11)の飼料を製造する場合

原料収集先の変更の場合は、変更後の原料収集先の一覧（追加された原料収集先と締結した契約書の写しを含む。）等変更する事項を記載した書類を添付すること。

(5) 第1の1の(12)の飼料を製造する場合

原料収集先の変更の場合は、変更後の原料収集先の一覧（追加された原料収集先と締結した契約書の写し及び原料収集先の製造工程図面を含む。）等変更する事項を記載した書類を添付すること。

2 正本1部及び副本2部を提出すること。

(注1) [略]

(注2) [略]

別記様式第7号

(血液供給管理票の記載例)

血液供給管理票（牛血粉等原料）

血液供給業者の 氏名又は名称及び住 所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番 〇号 管理者又は確認責任者の職 名・氏名 印
製造事業場の名称及 び住所	〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
供給する血液の種類	豚
出荷年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
出荷数量	1, 000 k g

※1 [略]

2 [略]

別記様式第8号

(肉骨粉等供給管理票の記載例)

血液供給業者の 氏名又は名称及び住 所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番 〇号 管理者又は確認責任者の職 名・氏名 印
製造事業場の名称及 び住所	〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
供給する血液の種類	豚
出荷年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
出荷数量	1, 000 k g

※1 [略]

2 [略]

別記様式第8号

(肉骨粉等供給管理票の記載例)

肉骨粉等供給管理票

肉骨粉等供給業者の 氏名又は名称及び住 所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番 〇号 管理者の職名・氏名 印
製造事業場の名称及 び住所	〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
供給する肉骨粉等の 種類	豚肉骨粉
供給する肉骨粉等の 名称	ポークミートボンミール1号
出荷年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
荷姿、出荷数量	500kgTB袋、2袋 計 1,000kg

受入年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
-------	-----------

肉骨粉等供給管理票

肉骨粉等供給業者の 氏名又は名称及び住 所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番 〇号 管理者の職名・氏名 印
製造事業場の名称及 び住所	〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
供給する肉骨粉等の 種類	豚肉骨粉
供給する肉骨粉等の 名称	ポークミートボンミール1号
出荷年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
荷姿、出荷数量	500kgTB袋、2袋 計 1,000kg

受入年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
-------	-------------

荷姿、荷受数量	500kgTB袋、2袋 計 1,000kg
荷受業者の 氏名又は名称及び住 所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番 〇号 管理者の職名・氏名 印

記入上の注意 [略]

別記様式第9号

(原料供給管理票の記載例)

原料供給管理票	
副産物の原料供給業 者の 氏名又は名称及び住 所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番 〇号 管理者又は確認責任者の職 名・氏名

荷姿、荷受数量	500kgTB袋、2袋 計 1,000kg
荷受業者の 氏名又は名称及び住 所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番 〇号 管理者の職名・氏名 印

記入上の注意 [略]

別記様式第9号

(原料供給管理票の記載例)

原料供給管理票	
副産物の原料供給業 者の 氏名又は名称及び住 所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番 〇号 管理者又は確認責任者の職 名・氏名

	印
製造事業場の名称及び住所	〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
供給する原料の種類	豚
出荷年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
出荷数量	1, 000 k g

※ [略]

記載例： [略]

別記様式第 10 号

(牛肉骨粉・血粉等供給管理票の記載例)

	印
製造事業場の名称及び住所	〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
供給する原料の種類	豚
出荷年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
出荷数量	1, 000 k g

※ [略]

記載例： [略]

別記様式第 10 号

(牛肉骨粉・血粉等供給管理票の記載例)

牛肉骨粉・血粉等供給管理票

牛肉骨粉・血粉等供給業者の氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番 〇号 管理者の職名・氏名 印
製造事業場の名称及び住所	〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
供給する牛肉骨粉・血粉等の種類	牛肉骨粉
供給する牛肉骨粉・血粉等の名称	ビーフミートボンミール1号
出荷年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
荷姿、出荷数量	500kgTB袋、2袋 計 1,000kg

牛肉骨粉・血粉等供給管理票

牛肉骨粉・血粉等供給業者の氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番 〇号 管理者の職名・氏名 印
製造事業場の名称及び住所	〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
供給する牛肉骨粉・血粉等の種類	牛肉骨粉
供給する牛肉骨粉・血粉等の名称	ビーフミートボンミール1号
出荷年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
荷姿、出荷数量	500kgTB袋、2袋 計 1,000kg

受入年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
荷姿、荷受数量	500kgTB袋、2袋 計 1,000kg
荷受業者の 氏名又は名称及び住 所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番 〇号 管理者の職名・氏名 印

記入上の注意
〔略〕

別記様式第 11 号
(確認済魚飼ライン中間製品供給管理票の記載例)

確認済魚飼ライン中間製品供給管理票	
確認済魚飼ライン中 間製品供給業者の氏 名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番 〇号 管理者の職名・氏名

受入年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
荷姿、荷受数量	500kgTB袋、2袋 計 1,000kg
荷受業者の 氏名又は名称及び住 所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番 〇号 管理者の職名・氏名 印

記入上の注意
〔略〕

別記様式第 11 号
(確認済魚飼ライン中間製品供給管理票の記載例)

確認済魚飼ライン中間製品供給管理票	
確認済魚飼ライン中 間製品供給業者の氏 名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番 〇号 管理者の職名・氏名

	印
製造事業場の名称及び住所	〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
供給する確認済魚飼ライン中間製品の種類	牛肉骨粉含有混合飼料
供給する確認済魚飼ライン中間製品の種類	牛魚混合飼料1号
出荷年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
荷姿、出荷数量	500kg TB袋、2袋 計 1,000kg

受入年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
荷姿、荷受数量	500kg TB袋、2袋 計 1,000kg
荷受業者の氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

	印
製造事業場の名称及び住所	〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
供給する確認済魚飼ライン中間製品の種類	牛肉骨粉含有混合飼料
供給する確認済魚飼ライン中間製品の種類	牛魚混合飼料1号
出荷年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
荷姿、出荷数量	500kg TB袋、2袋 計 1,000kg

受入年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
荷姿、荷受数量	500kg TB袋、2袋 計 1,000kg
荷受業者の氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

	管理者の職名・氏名 印
--	----------------

記入上の注意
〔略〕

別記様式第 12 号
(動物性油脂供給管理票の記載例)

動物性油脂供給管理票	
動物性油脂供給業者 の 氏名又は名称及び住 所	○○○○株式会社 東京都○○区○○町○丁目○番 ○号 管理者の職名・氏名 印
製造事業場の名称及 び住所	○○○○株式会社○○工場 ○○県○○市○丁目○番○号
供給する動物性油脂 の種類	牛由来油脂

	管理者の職名・氏名 印
--	----------------

記入上の注意
〔略〕

別記様式第 12 号
(動物性油脂供給管理票の記載例)

動物性油脂供給管理票	
動物性油脂供給業者 の 氏名又は名称及び住 所	○○○○株式会社 東京都○○区○○町○丁目○番 ○号 管理者の職名・氏名 印
製造事業場の名称及 び住所	○○○○株式会社○○工場 ○○県○○市○丁目○番○号
供給する動物性油脂 の種類	牛由来油脂

供給する動物性油脂 の名称	牛由来油脂 1 号
出荷年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
荷姿、出荷数量	タンクローリー 1, 000リットル

供給する動物性油脂 の名称	牛由来油脂 1 号
出荷年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
荷姿、出荷数量	タンクローリー 1, 000リットル

受入年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
荷姿、荷受数量	タンクローリー 1, 000リットル
荷受業者の 氏名又は名称及び住 所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番 〇号 管理者の職名・氏名 印

受入年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
荷姿、荷受数量	タンクローリー 1, 000リットル
荷受業者の 氏名又は名称及び住 所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番 〇号 管理者の職名・氏名 印

記入上の注意
〔略〕

記入上の注意
〔略〕

(別紙2)

「牛海綿状脳症発生防止のための飼料規制の遵守に係る検査・指導の実施について」(平成17年10月31日付け17消安第5656号農林水産省消費・安全局長通知)一部改正新旧対照表(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>[略]</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 飼料規制に係る目標設定及び有効性の検証</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 目標設定及び有効性の検証</p> <p>BSE発生防止のための飼料規制に係る目標設定及び有効性の検証については、以下のとおり行うこととする。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 農林水産省は、農林水産省、センター及び各都道府県が実施した飼料規制の遵守状況の調査結果について取りまとめ、<u>食品安全委員会からの求めに応じて同会に報告するものとする。</u></p> <p>当該報告に対して食品安全委員会から意見等があった場合は、必要に応じて目標設定等について見直しをすること、各都道府県に対し、アの検査の目標について助言をすること等があり得るので、御了知願いたい。</p>	<p>[略]</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 飼料規制に係る目標設定及び有効性の検証</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 目標設定及び有効性の検証</p> <p>BSE発生防止のための飼料規制に係る目標設定及び有効性の検証については、以下のとおり行うこととする。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 農林水産省は、農林水産省、センター及び各都道府県が実施した飼料規制の遵守状況の調査結果について取りまとめ、<u>食品安全委員会に報告するものとする。</u></p> <p>当該報告に対して食品安全委員会において意見等があった場合は、必要に応じて目標設定等について見直しをすること、各都道府県に対し、アの検査の目標について助言をすること等があり得るので御了知願いたい。</p>

(別紙1)

[略]

(別紙2)

BSE発生防止に係る飼料規制に関する検査・指導の対象事業場の種類及び業務の実態による分類並びに各分類ごとの検査・指導の優先度

事業場の種類及び業務の実態による分類 ※1	検査・指導の優先度 ※8
1. 飼料等の製造事業場	
(1) 配混合飼料の製造事業場（飼料を自家配合する農家を除く。）	
うち 反すう動物※2に使用される配混合飼料を製造しているもの	
うち 非反すう動物用飼料等※3の取扱いがあるもの	
うち 確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがあるもの	1 <u>(4)</u>
うち 確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがないもの	2 <u>(5)</u>
うち 非反すう動物用飼料等の取扱いがないもの	5 <u>(6)</u>

(別紙1)

[略]

(別紙2)

BSE発生防止に係る飼料規制に関する検査・指導の対象事業場の種類及び業務の実態による分類並びに各分類ごとの検査・指導の優先度

事業場の種類及び業務の実態による分類 ※1	検査・指導の優先度 ※8
1. 飼料等の製造事業場	
(1) 配混合飼料の製造事業場（飼料を自家配合する農家を除く。）	
うち 反すう動物※2に使用される配混合飼料を製造しているもの	
うち 非反すう動物用飼料等※3の取扱いがあるもの	
うち 確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがあるもの	1
うち 確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがないもの	2
うち 非反すう動物用飼料等の取扱いがないもの	5

うち 反すう動物に使用される配混合飼料を製造していないもの	うち 確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがあるもの	
	うち 豚・鶏等 ^{※5} 用飼料の取扱いがあるもの	3 <u>(5)</u>
	うち 豚・鶏等用飼料の取扱いがないもの	4 <u>(6)</u>
	うち 確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがないもの	6
(2) 単体飼料及び飼料添加物の製造事業場		
うち 反すう動物に使用される単体飼料等を製造しているもの	うち 非反すう動物用飼料等の取扱いがあるもの	1 <u>(4)</u>
	うち 非反すう動物用飼料等の取扱いがないもの	5 <u>(6)</u>
	うち 反すう動物に使用される単体飼料等を製造していないもの	
うち 農林水産大臣の確認 ^{※6} を受けているもの	うち 上記以外のもの	1 ^{※6} <u>(4)</u>
	うち 上記以外のもの	6
	2. 飼料等の保管施設（製造事業場及び農家を除く。）	
うち 反すう動物に使用される飼料等の取扱いがあるもの	うち 非反すう動物用飼料等の取扱いがあるもの	

うち 反すう動物に使用される配混合飼料を製造していないもの	うち 確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがあるもの	
	うち 豚・鶏等 ^{※5} 用飼料の取扱いがあるもの	3
	うち 豚・鶏等用飼料の取扱いがないもの	4
	うち 確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがないもの	6
(2) 単体飼料及び飼料添加物の製造事業場		
うち 反すう動物に使用される単体飼料等を製造しているもの	うち 非反すう動物用飼料等の取扱いがあるもの	1
	うち 非反すう動物用飼料等の取扱いがないもの	5
	うち 反すう動物に使用される単体飼料等を製造していないもの	
うち 農林水産大臣の確認 ^{※6} を受けているもの	うち 上記以外のもの	1 ^{※6}
	うち 上記以外のもの	6
2. 飼料等の保管施設（製造事業場及び農家を除く。）		
うち 反すう動物に使用される飼料等の取扱いがあるもの	うち 非反すう動物用飼料等の取扱いがあるもの	

	うち 確認済魚飼ライン製造飼料 ^{※4} の取扱いがあるもの	1	
	うち 確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがないもの	2	
	うち 非反すう動物用飼料等の取扱いがないもの	5	
	うち 反すう動物に使用される配混合飼料の取扱いがないもの		
	うち 確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがあるもの		
	うち 豚・鶏等 ^{※5} 用飼料の取扱いがあるもの	3	
	うち 豚・鶏等用飼料の取扱いがないもの	4	
	うち 確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがないもの	6	
	3. 飼料の使用者		
	(1) 反すう動物飼養農家		
うち 非反すう動物 ^{※7} を飼養しているもの			
うち 確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがあるもの			
うち 反すう動物用飼料を自家配合しているもの	1		
うち 反すう動物用飼料を自家配合していないもの	2		

	うち 確認済魚飼ライン製造飼料 ^{※4} の取扱いがあるもの	1	
	うち 確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがないもの	2	
	うち 非反すう動物用飼料等の取扱いがないもの	5	
	うち 反すう動物に使用される配混合飼料の取扱いがないもの		
	うち 確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがあるもの		
	うち 豚・鶏等 ^{※5} 用飼料の取扱いがあるもの	3	
	うち 豚・鶏等用飼料の取扱いがないもの	4	
	うち 確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがないもの	6	
	3. 飼料の使用者		
	(1) 反すう動物飼養農家		
うち 非反すう動物 ^{※7} を飼養しているもの			
うち 確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがあるもの			
うち 反すう動物用飼料を自家配合しているもの	1		
うち 反すう動物用飼料を自家配合していないもの	2		

	うち 確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがないもの	
	うち 反すう動物用飼料を自家配合しているもの	2
	うち 反すう動物用飼料を自家配合していないもの	3
うち 非反すう動物を飼養していないもの		6
	[削除]	
	[削除]	
(2) 豚・鶏等飼養農家（養殖水産動物を飼養しているもの）		
	うち 確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがあるもの	5
	うち 確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがないもの	6

※1～※7 [略]

※8 優先度は、飼料等の製造事業場、保管施設又は使用者に対する検査毎に6段階に分類した場合に、1が最も高く6が最も低いことを示す。また括弧内は、「飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について」（平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知）別紙2の第1の規定に基づくセンターによる適合確認を受けた事業場についての優先度を示す。

	うち 確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがないもの	
	うち 反すう動物用飼料を自家配合しているもの	2
	うち 反すう動物用飼料を自家配合していないもの	3
うち 非反すう動物を飼養していないもの		
	うち 反すう動物用飼料を自家配合しているもの	3
	うち 反すう動物用飼料を自家配合していないもの	4
(2) 豚・鶏等飼養農家（養殖水産動物を飼養しているもの）		
	うち 確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがあるもの	5
	うち 確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがないもの	6

※1～※7 [略]

※8 優先度は、飼料等の製造事業場、保管施設又は使用者に対する検査毎に6段階に分類した場合に、1が最も高く6が最も低いことを示す。

なお、従前の検査において不適合事例が認められた事業場については、本表による分類にかかわらず、最優先して検査・指導を実施することとする。

別記様式第 1 号

〔中略〕

〇〇年度における B S E 発生防止に係る飼料規制に関する検査実施目標の通知について

〔以下略〕

(別紙)

年度分

〔表略〕

年度分

〔表略〕

別記様式第 2 号

〔中略〕

〇〇年度における B S E 発生防止に係る飼

なお、従前の検査において不適合事例が認められた事業場については、本表による分類にかかわらず、最優先して検査・指導を実施することとする。

別記様式第 1 号

〔中略〕

平成〇〇年度における B S E 発生防止に係る飼料規制に関する検査実施目標の通知について

〔以下略〕

(別紙)

平成 年度分

〔表略〕

平成 年度分

〔表略〕

別記様式第 2 号

〔中略〕

平成〇〇年度における B S E 発生防止に

料規制に関する検査・指導実施結果の通知
について

〔以下略〕

(別紙)

年度分

〔表略〕

年度分

〔表略〕

年度分

〔表略〕

別添 1 ～ 3 〔略〕

係る飼料規制に関する検査・指導実施結果
の通知について

〔以下略〕

(別紙)

平成 年度分

〔表略〕

平成 年度分

〔表略〕

平成 年度分

〔表略〕

別添 1 ～ 3 〔略〕

○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について（平成13年3月30日付け12生畜第1826号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

改正後					改正前				
記					記				
目次 [略]					目次 [略]				
第1 [略]					第1 [略]				
第2 飼料の製造等に関する規制					第2 飼料の製造等に関する規制				
1 [略]					1 [略]				
2 基準及び規格					2 基準及び規格				
(1)・(2) [略]					(1)・(2) [略]				
(3) 成分規格等省令の留意事項					(3) 成分規格等省令の留意事項				
ア 別表第1 (飼料関係)					ア 別表第1 (飼料関係)				
(ア)～(エ) [略]					(ア)～(エ) [略]				
(オ) 動物由来たん白質について (成分規格等省令別表第1の2の(1))					(オ) 動物由来たん白質について (成分規格等省令別表第1の2の(1))				
動物由来たん白質については、牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）発生防止の観点から、以下のような成分規格等が定められている。					動物由来たん白質については、牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）発生防止の観点から、以下のような成分規格等が定められている。				
由 来 動 物	対象家畜等 動物由来 たん白質の種類	牛、 めん羊、 山羊 及びしか	豚、 鶏 及び うずら	養殖 水産 動物	由 来 動 物	対象家畜等 動物由来 たん白質の種類	牛、 めん羊、 山羊 及びしか	豚、 鶏 及び うずら	養殖 水産 動物
ほ 乳	乳及び乳製品	○	○	○	ほ 乳	乳及び乳製品	○	○	○

動物	非反すう動物、牛、めん羊又は山羊に由来するゼラチン及びコラーゲン	○	○	○
	豚（いのししを含む。以下この別表において同じ。）又は馬に由来する血粉及び血しょうたん白	×	○	○
	豚又は馬に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉	×	○	○
	飼料として使用される食品に含まれるもの	×	○	○
家きん	卵及び卵製品	○	○	○
	ゼラチン及びコラーゲン	○	○	○
	チキンミール、フェザーミール、血粉及び血しょうたん白	×	○	○
	加水分解たん白及び蒸製骨粉	×	○	○
	飼料として使用される食品に含まれるもの	×	○	○
魚介類	ゼラチン及びコラーゲン	○	○	○
	魚介類由来たん白質（魚粉等）	×	○	○
	飼料として使用される食品に含まれるもの	×	○	○
	豚、馬及び家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉、血粉及び血しょうたん白	×	○	○

動物	非反すう動物、牛、めん羊又は山羊に由来するゼラチン及びコラーゲン	○	○	○
	豚（いのししを含む。以下この別表において同じ。）又は馬に由来する血粉及び血しょうたん白	×	○	○
	豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉	×	○	○
	飼料として使用される食品に含まれるもの	×	○	○
家きん	卵及び卵製品	○	○	○
	ゼラチン及びコラーゲン	○	○	○
	チキンミール、フェザーミール、血粉及び血しょうたん白	×	○	○
	加水分解たん白及び蒸製骨粉	×	○	○
	飼料として使用される食品に含まれるもの	×	○	○
魚介類	ゼラチン及びコラーゲン	○	○	○
	魚介類由来たん白質（魚粉等）	×	○	○
	飼料として使用される食品に含まれるもの	×	○	○
	豚及び家きんに由来する原料を製造工程の原料投入口で混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉、血粉及び血しょうた	×	○	○

牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白	×	×	○
牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉	×	×	○

○…含んでよい（乳及び乳製品、卵及び卵製品並びに飼料として使用される食品に含まれるもの以外の動物由来たん白質については、当該動物由来たん白質に係る動物由来たん白質の種類に掲げる動物由来たん白質以外のものと完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたものに限る。）。

×…含んではならない。

(カ)～(ク) [略]

イ 別表第2（飼料添加物関係）

(ア) 飼料添加物一般の通則等について（成分規格等省令別表第2）

飼料添加物の有用性又は安定性を高めるために、安定剤、滑沢剤、結合剤、湿潤剤、乳化剤、被覆剤、分散剤、崩壊剤、保存剤、又は溶解補助剤を製剤に用いることができることとされているが、これらのものは、次のアからウまでの区分のいずれかに該当するもので、別表第2の3の(5)の要件を満たすものを用いることとし、用いる量も当該製剤を製造するために必要な最小限の量にとどめること。

なお、用いたものの名称は、別表第2の5の(2)のカの規定に基づき飼料添加物の袋に表示することとなるが、

ん白			
牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白	×	×	○
牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉	×	×	○

○…含んでよい（乳及び乳製品、卵及び卵製品並びに飼料として使用される食品に含まれるもの以外の動物由来たん白質については、当該動物由来たん白質に係る動物由来たん白質の種類に掲げる動物由来たん白質以外のものと完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたものに限る。）。

×…含んではならない。

(カ)～(ク) [略]

イ 別表第2（飼料添加物関係）

(ア) 飼料添加物一般の通則等について（成分規格等省令別表第2）

飼料添加物の有用性又は安定性を高めるために、安定剤、滑沢剤、結合剤、湿潤剤、乳化剤、被覆剤、分散剤、崩壊剤、保存剤、又は溶解補助剤を製剤に用いることができることとされているが、これらのものは、次のアからウまでの区分のいずれかに該当するもので、別表第2の3の(5)の要件を満たすものを用いることとし、用いる量も当該製剤を製造するために必要な最小限の量にとどめること。

なお、用いたものの名称は、別表第2の5の(2)のカの規定に基づき飼料添加物の袋に表示することとなるが、

この場合、一般名で表示すること。

ア 天然物

イ 飼料添加物（プロピオン酸、プロピオン酸カルシウム及びプロピオン酸ナトリウム以外の抗菌性物質を除く。）並びに別表第2の3の(6)及び別表第2の8の各条の規定において規定されている賦形物質等。

ウ 食品衛生法施行規則別表第1に掲げられたもの。

(イ)・(ウ) [略]

(エ) 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準（別表第2の8）

a 劇物に指定されている製剤の取り扱い

ナラシンの含量が10%を超える製剤は、毒物及び劇物指定令（昭和40年政令第2号）で毒物に、センデュラマイシンナトリウムの含量が0.5%を超える製剤、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンの含量が0.5%を超える製剤、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウムの含量が1%を超える製剤、サリノマイシンナトリウムの含量が1%を超える製剤、ナラシンの含量が1%を超え10%未満の製剤、モネンシンナトリウムの含量が8%を超える製剤及びラサロシドナトリウムの含量が2%を超える製剤は、同政令で劇物に指定されているので、これらの取扱いに当たっては毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく諸手続に遺ろうがないようにすること。

b～f [略]

(4) [略]

3～7 [略]

第3・第4 [略]

この場合、一般名で表示すること。

ア 天然物

イ 飼料添加物（プロピオン酸、プロピオン酸カルシウム及びプロピオン酸ナトリウム以外の抗菌性物質を除く。）及び別表第2の8の各条の規定において規定されている賦形物質。

ウ 食品衛生法施行規則別表第1に掲げられたもの。

(イ)・(ウ) [略]

(エ) 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準（別表第2の8）

a 劇物に指定されている製剤の取り扱い

ナラシンの含量が10%を超える製剤は、毒物及び劇物指定令（昭和40年政令第2号）で毒物に、センデュラマイシンナトリウムの含量が0.5%を超える製剤、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンの含量が0.5%を超える製剤、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウムの含量が1%を超える製剤、サリノマイシンナトリウムの含量が1%を超える製剤、モネンシンナトリウムの含量が8%を超える製剤及びラサロシドナトリウムの含量が2%を超える製剤は、同政令で劇物に指定されているので、これらの取扱いに当たっては毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく諸手続に遺ろうがないようにすること。

b～f [略]

(4) [略]

3～7 [略]

第3・第4 [略]

第5 その他

1～8 [略]

9 法に基づく農林水産大臣の処分に係る審査基準等について

法に基づく農林水産大臣の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準、第6条の規定による標準処理期間及び第12条第1項の規定による処分の基準は、次のとおりとする。

(1) 申請に対する処分

ア 審査基準

(ア)～(ウ) [略]

(エ) 成分規格等省令別表第1の1の(5)のイの(注)の3の規定による表示事項の一部省略の承認（飼料）及び同表第2の5の(2)のケの注の2の規定による表示事項の一部省略の承認（飼料添加物）に係る審査基準は、記の第2の2(4)のアのとおりとする。

[削る]

(オ) 成分規格等省令別表第1の2の(1)の規定による動物由来たん白質の確認、同表第1の2の(2)のウの規定による養殖水産動物を対象とする飼料の確認、同表第1の5の(1)のウの規定による動物性油脂の確認及び「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき農林水産大臣が指定するものを指定する件」（平成26年5月13日農林水産省告示第649号）の2の規定による食品残さの確認に係る審査基準は、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成17年3月

第5 その他

1～8 [略]

9 法に基づく農林水産大臣の処分に係る審査基準等について

法に基づく農林水産大臣の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準、第6条の規定による標準処理期間及び第12条第1項の規定による処分の基準は、次のとおりとする。

(1) 申請に対する処分

ア 審査基準

(ア)～(ウ) [略]

(エ) 成分規格等省令別表第1の1の(5)のイの(注)の3の規定による表示事項の一部省略の承認（飼料）に係る審査基準は、記の第2の2(4)のアの(ア)のとおりとする。

(オ) 成分規格省令別表第2の5の(2)のケの注の2の規定による表示事項の一部省略の承認（飼料添加物）に係る審査基準は、記の第2の2(4)のアの(イ)のとおりとする。

(カ) 成分規格等省令別表第1の2の(1)のア、エ、オ及びクの規定による動物由来たん白質の確認 並びに同表第1の5の(1)のウの規定による動物性油脂の確認に係る審査基準は、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知）の記の第1の2のとおりとする。

11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知)
 の記の第1の2のとおりとする。

(カ)・(キ) [略]

イ 標準処理期間

標準処理期間は、次のとおりとする。

処 分 名	標準処理期間
[法律関係]	
・第5条第1項の規定による特定飼料等の検定	25日
・特定飼料等製造業者（外国特定飼料等製造業者を含む。）の登録又はその更新	50日（外国製造業者に対する検査については55日）
・特定飼料等製造業者（外国特定飼料等製造業者を含む。）の変更登録	
（1）うち、特定飼料等検査規程のみの変更に係るもの	25日
（2）（1）以外のもの	50日（外国製造業者に対する検査については55日）
・規格設定飼料製造業者（外国規格設定飼料等製造業者を含む。）の登録又はその更新	40日（外国製造業者に対する検査については45日）
・規格設定飼料製造業者（外国特定飼料等製造業者を含む。）の変更登録	
（1）うち、規格設定飼料検査規程のみの変更に係るもの	20日

(キ)・(ク) [略]

イ 標準処理期間

標準処理期間は、次のとおりとする。

処 分 名	標準処理期間
[法律関係]	
・第5条第1項の規定による特定飼料等の検定	25日
・特定飼料等製造業者（外国特定飼料等製造業者を含む。）の登録又はその更新	50日（外国製造業者に対する検査については55日。）
・特定飼料等製造業者（外国特定飼料等製造業者を含む。）の変更登録	
（1）うち、特定飼料等検査規程のみの変更に係るもの	25日
（2）（1）以外のもの	50日（外国製造業者に対する検査については55日。）
・規格設定飼料製造業者（外国規格設定飼料等製造業者を含む。）の登録又はその更新	40日（外国製造業者に対する検査については45日。）
・規格設定飼料製造業者（外国特定飼料等製造業者を含む。）の変更登録	
（1）うち、規格設定飼料検査規程のみの変更に係るもの	20日

(2) (1) 以外のもの	40 日 (外国製造業者 に対する検査につ いては 45 日)
・第 34 条の規定による登録検定機関 の登録	25 日
・第 47 条の規定による規格設定飼料 の検定	25 日
[成分規格等省令関係]	
・別表第 1 の 1 の (5) のイの (注) の 3 の規定による表示事項の一部省 略の承認 (飼料)	25 日
・別表第 2 の 5 の (2) の注の 2 の規 定による表示事項の一部省略の承認 (飼料添加物)	25 日
・別表第 1 の <u>2 の (1) の規定</u> による 動物由来たん白質の確認	50 日
・別表第 1 の <u>2 の (2) のウの規定に よる養殖水産動物を対象とする飼料 の確認</u>	50 日
・別表第 1 の 5 の (1) のウの規定に よる動物性油脂の確認	50 日
[施行規則関係]	
・第 9 条第 2 項の規定による特定飼料 の合格証を付するための承認	25 日
・第 10 条第 1 項の規定による特定飼 料等の再検定	25 日

みの変更に係るもの (2) (1) 以外のもの	40 日 (外国製造業者 に対する検査につ いては 45 日。)
・第 34 条の規定による登録検定機関 の登録	25 日
・第 47 条の規定による規格設定飼料 の検定	25 日
[成分規格等省令関係]	
・別表第 1 の 1 の (5) のイの (注) の 3 の規定による表示事項の一部省 略の承認 (飼料)	25 日
・別表第 2 の 5 の (2) の注の 2 の規 定による表示事項の一部省略の承認 (飼料添加物)	25 日
・別表第 1 の <u>2 の (1) のア、エ、オ 及びクの規定</u> による動物由来たん 白質の確認 [新設]	50 日
・別表第 1 の 5 の (1) のウの規定に よる動物性油脂の確認	50 日
[施行規則関係]	
・第 9 条第 2 項の規定による特定飼 料の合格証を付するための承認	25 日
・第 10 条第 1 項の規定による特定飼 料等の再検定	25 日

<p>[告示関係]</p> <p>・「<u>飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき農林水産大臣が指定するものを指定する件</u>」（平成 26 年 5 月 13 日農林水産省告示第 649 号）の 2 の規定による<u>食品残さの確認</u></p>	<p>50 日</p>
--	-------------

(2) [略]

<p>[新設]</p>	
-------------	--

(2) [略]

(別紙4)

「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」(平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官通知)一部改正新旧対照表(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別紙1 ペットフード用の肉骨粉等の一時停止の要請の一部解除について</p> <p>1 [略]</p> <p>2 一時停止の要請を解除する事項 (1) 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号。以下「成分規格等省令」という。)別表第1の2の(1)の表の牛等を対象とする飼料の第2欄のアの規定に基づき農林水産大臣の確認を受けた<u>確認済ゼラチン等並びに同表の豚、鶏又はうずらを対象とする飼料の第2欄のイに規定する確認済豚血粉等、同欄ウに規定する確認済豚肉骨粉等、同欄エに規定する確認済馬肉骨粉等、同欄オに規定する確認済原料混合肉骨粉等、同欄カに規定する確認済チキンミール等、同欄キに規定する確認済家きん加水分解たん白等、同欄クに規定する確認済魚介類由来たん白質及び同欄ケに規定する食品廃棄物等に含まれる動物由来たん白質であって農林水産大臣が指定するもの(以下「大臣確認済肉骨粉等」という。)</u>の工場からの出荷</p>	<p>別紙1 ペットフード用の肉骨粉等の一時停止の要請の一部解除について</p> <p>1 [略]</p> <p>2 一時停止の要請を解除する事項 (1) 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号。以下「成分規格等省令」という。)別表第1の2の(1)のアの規定に基づき農林水産大臣の確認を受けた<u>ゼラチン及びコラーゲン並びに同ウに規定する確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済原料混合肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等、確認済魚介類由来たん白質及び食品廃棄物等に含まれる動物由来たん白質であって農林水産大臣が指定するもの(以下「大臣確認済肉骨粉等」という。)</u>の工場からの出荷</p>

(2) ペットフード原料用の非反すう哺乳動物、家きん及び魚介類に由来する肉骨粉等（以下「ペットフード用肉骨粉等」という。）と畜場法（昭和28年法律第114号）第14条若しくは食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第15条の規定に基づく検査を受け、又は「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）について」（平成26年11月14日付け食安発1114第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）別添第2の2、第4の3及び第4の4の要件を満たすことが確認されたことにより、食用に適するとされた獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊をいう。以下同じ。）、食鳥（鶏、あひる及び七面鳥をいう。以下同じ。）又は野生鳥獣（いのしし及びしか等の鳥類又は哺乳類に属する野生動物をいう。以下同じ。）の肉から採取した脂肪（以下「食用脂肪」という。）を原料とする油脂の製造工程から発生する獣脂かす及び肉粉（以下「食用脂肪由来の肉粉等」という。）並びにと畜場法第14条の規定に基づく検査を受け、食用に適するとされた牛に由来する血粉、乾燥血漿その他の血液製品（以下「牛血粉等」という。）の製造、輸入及び工場からの出荷

(3) 大臣確認済肉骨粉等、ペットフード用肉骨粉等、食用脂肪由来の肉粉等及び牛血粉等を含むペットフード（以下「肉骨粉等を含むペットフード」という。）の製造及び工場からの出荷

3 解除に当たっての条件

(1) 2の(2)に係る製造及び出荷

ペットフード用肉骨粉等、食用脂肪由来の肉粉等及び牛血粉等の製造及び工場からの出荷は、4から8までに掲げる手続きに従い独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）がペットフード用肉骨粉等、食用脂肪由来の肉粉等及び牛血粉等の製造工程に関する基準に適合することを確認した製造事業場が製造したペットフード用肉骨粉等及び食用脂肪由来の肉粉等に限る。

(2) 2の(2)に係る輸入及び出荷

(2) ペットフード原料用の非反すう哺乳動物、家きん及び魚介類に由来する肉骨粉等（以下「ペットフード用肉骨粉等」という。）並びにと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条若しくは食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第15条の規定に基づく検査を受け、又は「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）について」（平成26年11月14日付け食安発1114第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）別添第2の2、第4の3及び第4の4の要件を満たすことが確認されたことにより、食用に適するとされた獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊をいう。以下同じ。）、食鳥（鶏、あひる及び七面鳥をいう。以下同じ。）又は野生鳥獣（いのしし及びしか等の鳥類又は哺乳類に属する野生動物をいう。以下同じ。）の肉から採取した脂肪（以下「食用脂肪」という。）を原料とする油脂の製造工程から発生する獣脂かす及び肉粉（以下「食用脂肪由来の肉粉等」という。）の製造、輸入及び工場からの出荷

(3) 大臣確認済肉骨粉等、ペットフード用肉骨粉等及び食用脂肪由来の肉粉等を含むペットフード（以下「肉骨粉等を含むペットフード」という。）の製造及び工場からの出荷

3 解除に当たっての条件

(1) 2の(2)に係る製造及び出荷

ペットフード用肉骨粉等及び食用脂肪由来の肉粉等の製造及び工場からの出荷は、4から8までに掲げる手続きに従い独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）がペットフード用肉骨粉等及び食用脂肪由来の肉粉等の製造工程に関する基準に適合することを確認した製造事業場が製造したペットフード用肉骨粉等及び食用脂肪由来の肉粉等に限る。

(2) 2の(2)に係る輸入及び出荷

ペットフード用肉骨粉等、食用脂肪由来の肉粉等及び牛血粉等の輸入及び出荷は、4から8までに掲げる手続に従いセンターが輸入に関する基準に適合することを確認した輸入業者が輸入したペットフード用肉骨粉等、食用脂肪由来の肉粉等及び牛血粉等に限る。

(3) [略]

4 2の(2)に係る製造業者若しくは輸入業者又は2の(3)に係る製造業者の製造工程の確認手続について

(1) 2の(2)に係る製造業者若しくは輸入業者又は2の(3)に係る製造業者は、製造に係る事業場(輸入業者にあつては、輸入先の事業場)がペットフード用肉骨粉等、食用脂肪由来の肉粉等若しくは牛血粉等又は肉骨粉等を含むペットフードの製造工程(輸入業者の申請にあつては、当該申請に係るペットフード用肉骨粉等、食用脂肪由来の肉粉等又は牛血粉等の輸入先の事業場における製造工程。以下同じ。)に関する基準に適合することをセンターが確認(以下「センター確認」という。)するよう、当該事業場ごとに、別記様式第1-1号(輸入業者にあつては、第1-2号)により、センターに対し、申請を行うものとする。

(2) センターは、(1)の申請があつたときは、当該申請に係る製造工程が2の(2)又は(3)の確認の対象となるペットフード用肉骨粉等、食用脂肪由来の肉粉等若しくは牛血粉等又は肉骨粉等を含むペットフードの区分に応じ、それぞれ、別添1から別添5までの肉骨粉等の製造工程等に関する基準(以下「製造基準」という。)に適合しているかどうかについて審査を行い、当該申請を確認する場合は、別記様式第2-1号の確認簿に記載するものとし、輸入業者に係るものにあつては、併せて別記様式第2-2号により申請者に通知するものとする。また、センターは、確認簿の内容をホームページに掲載するものとする。

5 センター確認の取消しについて

ペットフード用肉骨粉等及び食用脂肪由来の肉粉等の輸入及び出荷は、4から8までに掲げる手続に従いセンターが輸入に関する基準に適合することを確認した輸入業者が輸入したペットフード用肉骨粉等及び食用脂肪由来の肉粉等に限る。

(3) [略]

4 2の(2)に係る製造業者若しくは輸入業者又は2の(3)に係る製造業者の製造工程の確認手続について

(1) 2の(2)に係る製造業者若しくは輸入業者又は2の(3)に係る製造業者は、製造に係る事業場(輸入業者にあつては、輸入先の事業場)がペットフード用肉骨粉等若しくは食用脂肪由来の肉粉等又は肉骨粉等を含むペットフードの製造工程(輸入業者の申請にあつては、当該申請に係るペットフード用肉骨粉等又は食用脂肪由来の肉粉等の輸入先の事業場における製造工程。以下同じ。)に関する基準に適合することをセンターが確認(以下「センター確認」という。)するよう、当該事業場ごとに、別記様式第1-1号(輸入業者にあつては、第1-2号)により、センターに対し、申請を行うものとする。

(2) センターは、(1)の申請があつたときは、当該申請に係る製造工程が2の(2)又は(3)の確認の対象となるペットフード用肉骨粉等若しくは食用脂肪由来の肉粉等又は肉骨粉等を含むペットフードの区分に応じ、それぞれ、別添1から別添4までの肉骨粉等の製造工程等に関する基準(以下「製造基準」という。)に適合しているかどうかについて審査を行い、当該申請を確認する場合は、別記様式第2-1号の確認簿に記載するものとし、輸入業者に係るものにあつては、併せて別記様式第2-2号により申請者に通知するものとする。また、センターは、確認簿の内容をホームページに掲載するものとする。

5 センター確認の取消しについて

(1) 製造基準に適合していることについてセンター確認を受けたペットフード用肉骨粉等、食用脂肪由来の肉粉等若しくは牛血粉等の製造業者若しくは輸入業者又は肉骨粉等を含むペットフードの製造業者（以下「センター確認済製造業者等」という。）は、センター確認を受けた当該事業場（輸入業者にあつては、センター確認を受けた当該輸入先の事業場）の製造工程が製造基準に適合しなくなったときは、別記様式第3-1号により、センターに速やかにセンター確認の取消しを申請するものとする。

(2) [略]

6～9 [略]

別添1・2 [略]

別添3

牛血粉等の製造基準

(1) 収集先の基準

牛血粉等の原料は、と畜場のみから収集し、次の①及び②並びにア～キを内容とする契約を締結したと畜場から収集すること。

① と畜場は、契約を締結した牛血粉等の製造業者が契約内容の実施内容の実施状況を確認することを認めること。

② と畜場は、①の確認のために農林水産省の職員又はセンターの職員が当該製造業者に同行できることを認め、当該契約内容が確実に履行されていることについて確認すること。

なお、と畜場から収集する原料は、と畜場法第14条により食用に適するとされた牛の血液及び次のアからキの基準に適合したものに限る。

ア 牛血粉等の原料となる血液の採取対象動物は、と畜場法第19条第1項に規定すると畜検査員による生前検査を受け、食用に供するためにと畜が認められた牛であること。

イ 牛血粉等の原料が採取される工程は、厚生労働省関係牛海綿

(1) 製造基準に適合していることについてセンター確認を受けたペットフード用肉骨粉等若しくは食用脂肪由来の肉粉等の製造業者若しくは輸入業者又は肉骨粉等を含むペットフードの製造業者（以下「センター確認済製造業者等」という。）は、センター確認を受けた当該事業場（輸入業者にあつては、センター確認を受けた当該輸入先の事業場）の製造工程が製造基準に適合しなくなったときは、別記様式第3-1号により、センターに速やかにセンター確認の取消しを申請するものとする。

(2) [略]

6～9 [略]

別添1・2 [略]

[新設]

状脳症対策特別措置法施行規則（平成 14 年厚生労働省令第 89 号）第 2 条において定める牛の特定部位、月齢が 30 月を超える牛の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下同じ。）及びと畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 14 条第 1 項から第 3 項までの検査を経ていない牛の部位（以下「牛の脊柱等」という。）が混入しないよう、次に掲げる要件を満たすこと。

（ア）牛血粉等の原料の採取は放血工程で行い、と体の解体等その他の作業が行われる場所と区分されていること。

（イ）牛以外の動物の放血工程と区別されていること。

ウ 牛血粉等の原料は、専用の保管容器に保存するとともに、牛の脊柱等及び牛以外の動物に由来するたん白質が混入しないよう分別され、保管されていること。

エ 牛血粉等の原料に牛の脊柱等及び牛以外の動物に由来するたん白質が混入しないための作業マニュアルが備え付けられていること。

オ 牛血粉等の原料の出荷に当たっては、牛の脊柱等及び牛以外の動物に由来するたん白質が混入していないことをキの確認責任者が確認した上で、別記様式第 11 号により血液供給管理票が発行されること。

カ 牛血粉等の原料の輸送に当たっては、血液供給管理票が添付されていること。なお、牛血粉等の原料を入れる容器は、牛血粉等の原料が入っている旨が明示された専用容器が用いられていること。牛血粉等の原料と、牛の脊柱等又は牛以外の動物に由来するたん白質を混載して出荷する場合は、牛の脊柱等及び牛以外の動物に由来するたん白質が混入しないよう対策を講じた容器が用いられていること。

キ イからカまでの要件を満たしていることを確認する確認責任者が設置され、これらの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。

(2) 原料輸送の基準

ア 原料の輸送

牛血粉等の原料の輸送に当たっては、牛血粉等の原料が入っている旨が明示された専用の容器（輸送車、輸送管その他牛血粉等の原料又は牛血粉等が直接接触するものであって、輸送又は保管のために用いられるものをいう。以下別添3において同じ。）を用いるか、牛血粉等の原料の輸送前に、容器の洗浄又は清掃を徹底すること。牛の脊柱等及び牛以外の動物に由来するたん白質が混入しないように輸送すること。

牛血粉等の原料と、牛の脊柱等又は牛以外の動物に由来するたん白質を混載する場合は、牛の脊柱等及び牛以外の動物に由来するたん白質が混入しないように対策を講じた容器を用いること。

イ 血液供給管理票

血液供給管理票が添付されていない牛血粉等の原料の受入れは行わないこと。また、血液供給管理票により遅滞なく原料の内容、数量等を確認すること。

ウ 受入記録

受入れに当たっては、受入年月日、数量及び収集先を帳簿に記録すること。また、記録及び血液供給管理票については、8年間保存すること。

(3) 製造における基準

ア 製造工程

牛血粉等の製造工程がそれ以外のものの製造工程と完全に分離していること。

また、製造工程において（1）の要件を満たす原料以外のものが混入しないようにすること。

さらに、製造に用いる器材は専用化すること。

イ 製造記録

製造に用いた原料の種類及び量、製造年月日並びに製造数量を帳簿に記録すること。

また、記録については、8年間保存すること。

ウ 製造管理者

製造事業場に本製造基準に基づき原料の輸送、製造及び出荷が適正に行われるよう実地に管理する製造管理者を設置すること。

(4) 製品出荷時の基準

ア 出荷工程

出荷工程において、(1)の要件を満たす原料以外から製造されたものが混入しないこと。

イ 出荷記録

出荷年月目、出荷先及び出荷量を帳簿に記録すること。また、記録については、8年間保存すること。

(5) 製品輸送における基準

ア 製品の輸送

牛血粉等の容器は、(1)の要件を満たす原料以外から製造されたものの混入を防止するため、専用化するか、牛血粉等の輸送前に、容器の洗浄又は清掃を徹底すること。

イ 牛血粉等供給管理票

牛血粉等の輸送に当たっては、別記様式第12号による牛血粉等供給管理票を作成し、当該牛血粉等の容器に添付すること。当該牛血粉等が最終荷受者に到達したら、遅滞なく最終荷受者から牛血粉等供給管理票の回付を受け、製品が最終荷受者に確実に到着したことを確認するとともに、回付された牛血粉等供給管理票を8年間保存すること。

別添4

輸入業者の製造基準

(1) 輸入先の事業場の基準

ア 確認の対象となるペットフード用肉骨粉等、食用脂肪由来の肉粉等又は牛血粉等の製造工程とこれら以外のたん白質の製造工程が完全に分離されていることが明らかとなる図面を提出すること。

イ 次の(ア)から(エ)までに定める事項を内容とする契約を輸

別添3

輸入業者の製造基準

(1) 輸入先の事業場の基準

ア 製造工程が確認の対象となるペットフード用肉骨粉等又は食用脂肪由来の肉粉等の製造工程と完全に分離されていることが明らかとなる図面を提出すること。

イ 次の(ア)から(エ)までに定める事項を内容とする契約を輸

入業者との間で締結すること。

(ア) 輸入先の事業場は、別添1、別添2又は別添3の製造基準（輸入先の事業場と収集先の原料供給契約及び非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票の要件は除く。）を遵守すること。

(イ)～(エ) [略]

ウ 牛血粉等の原料は、食品安全委員会のリスク評価が終了し牛肉の輸入が認められた国であって、国際獣疫事務局により無視できるリスクの国と認定されている国であること。さらに、原料となる血液は、輸入先国においてと畜された牛に由来するものであること。

(2) 輸入業者の基準

ア・イ [略]

ウ トランスバック等当該輸入品が直接接触する容器であって、これらの保管のために用いるものは、専用化するか、使用前に洗浄又は清掃を徹底すること。

エ [略]

オ 輸入業者は、次の(ア)から(エ)までに定める事項を内容とする流通管理規程を定めること。

(ア) 流通管理者は、当該輸入品の保管から輸送までの業務が本基準に適合していることを定期的に確認すること。

(イ) 流通管理者は、当該輸入品の出荷に当たり、(1)のイの(ウ)の証明書が発行されていることを確認した上で、別記様式第8号による肉骨粉等供給管理票、別記様式第10号による肉粉等供給管理票又は別記様式第12号による牛血粉等供給管理票を作成すること。輸入業者は、当該証明書とともに肉骨粉等供給管理票、肉粉等供給管理票又は牛血粉等供給管理票を製品に添付して出荷すること。

(ウ) [略]

(エ) 流通管理者は、最終荷受者から回付された肉骨粉等供給管理票、肉粉等供給管理票又は牛血粉等供給管理票を8年間保存すること。

入業者との間で締結すること。

(ア) 輸入先の事業場は、別添1又は別添2の製造基準（輸入先の事業場と収集先の原料供給契約及び豚・馬由来残さ供給管理票の要件は除く。）を遵守すること。

(イ)～(エ) [略]

(新設)

(2) 輸入業者の基準

ア・イ [略]

ウ トランスバック等当該輸入品が直接接触するものであって、これらの保管のために用いる容器は、反すう動物のものの混入を防止するため専用化するか、使用前に洗浄又は清掃を徹底すること。

エ [略]

オ 輸入業者は、次の(ア)から(エ)までに定める事項を内容とする流通管理規程を定めること。

(ア) 流通管理者は、当該輸入品の保管から輸送までの業務が本基準に適合していることを定期的に確認すること。

(イ) 流通管理者は、当該輸入品の出荷に当たり、(1)のイの(ウ)の証明書が発行されていることを確認した上で、別記様式第8号による肉骨粉等供給管理票又は別記様式第10号による肉粉等供給管理票を作成すること。輸入業者は、当該証明書とともに肉骨粉等供給管理票又は肉粉等供給管理票を製品に添付して出荷すること。

(ウ) [略]

(エ) 流通管理者は、最終荷受者から回付された肉骨粉等供給管理票又は肉粉等供給管理票を8年間保存すること。

カ [略]

別添 5

肉骨粉等を含むペットフードの製造基準

(1) ペットフード用肉骨粉等、食用脂肪由来の肉粉等及び牛血粉等を原料とするペットフードの製造事業場の製造工程は、家畜用の飼料（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 2 条の飼料をいう。以下同じ。）の製造工程と完全に分離していること。ただし、大臣確認済肉骨粉等及び肉骨粉等以外の原料を用いた家畜用の飼料の製造工程については、この限りでない。

(2) 大臣確認済肉骨粉等（確認済ゼラチン等を除く。）については肉骨粉等供給管理票の添付されている原料以外の原料の受入れは行わないこと。

(3) ・ (4) [略]

(5) 牛血粉等については、牛血粉等供給管理票が添付されているものの以外の原料の受入れは行わないこと。

(6) 原料である大臣確認済肉骨粉等（確認済ゼラチン等を除く。）、ペットフード用肉骨粉等、食用脂肪由来の肉粉等及び牛血粉等の供給を受けた場合にあつては、添付されている肉骨粉等供給管理票、肉粉等供給管理票又は牛血粉等供給管理票により、遅滞なく供給された原料の内容、数量等を確認し、肉骨粉等供給管理票、肉粉等供給管理票又は牛血粉等供給管理票に受入年月日、受入数量等を記載し、押印の上、原料供給者に回付すること。

(7) 原料である大臣確認済肉骨粉等、ペットフード用肉骨粉等、食用脂肪由来の肉粉等及び牛血粉等の受入年月日、数量及び購入先を帳簿に記録すること。また、記録については、8 年間保存すること。

(8) ・ (9) [略]

カ [略]

別添 4

肉骨粉等を含むペットフードの製造基準

(1) ペットフード用肉骨粉等及び食用脂肪由来の肉粉等を原料とするペットフードの製造事業場の製造工程は、家畜用の飼料（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 2 条の飼料をいう。以下同じ。）の製造工程と完全に分離していること。ただし、大臣確認済肉骨粉等及び肉骨粉等以外の原料を用いた家畜用の飼料の製造工程については、この限りでない。

(2) 大臣確認済肉骨粉等（ゼラチン及びコラーゲンを除く。）については肉骨粉等供給管理票の添付されている原料以外の原料の受入れは行わないこと。

(3) ・ (4) [略]

(新設)

(5) 原料である大臣確認済肉骨粉等（ゼラチン及びコラーゲンを除く。）、ペットフード用肉骨粉等及び食用脂肪由来の肉粉等の供給を受けた場合にあつては、添付されている肉骨粉等供給管理票又は肉粉等供給管理票により、遅滞なく供給された原料の内容、数量等を確認し、肉骨粉等供給管理票又は肉粉等供給管理票に受入年月日、受入数量等を記載し、押印の上、原料供給者に回付すること。

(6) 原料である大臣確認済肉骨粉等、ペットフード用肉骨粉等及び食用脂肪由来の肉粉等の受入年月日、数量及び購入先を帳簿に記録すること。また、記録については、8 年間保存すること。

(7) ・ (8) [略]

別記様式第1-1号

製造基準適合確認申請書

年 月 日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印（※注1）

ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙1の4の（1）の規定に基づき、下記の製造事業場が

（ペットフード用肉骨粉等の製造基準
食用脂肪由来の肉粉等の製造基準
牛血粉等の製造基準
肉骨粉等を含むペットフードの製造基準）

に適合していることの確認を求めます。

[以下略]

別記様式第1-2号

製造基準適合確認申請書

年 月 日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印（※注）

別記様式第1-1号

製造基準適合確認申請書

年 月 日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印（※注1）

ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙1の4の（1）の規定に基づき、下記の製造事業場が

（ペットフード用肉骨粉等の製造基準
食用脂肪由来の肉粉等の製造基準
肉骨粉等を含むペットフードの製造基準）

に適合していることの確認を求めます。

[以下略]

別記様式第1-2号

製造基準適合確認申請書

年 月 日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印（※注）

ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙1の4の（1）の規定に基づき、別記の製造事業場から

〔ペットフード用肉骨粉等
食用脂肪由来の肉粉等
牛血粉等〕

を輸入するに当たり、輸入業者の確認基準に適合していることの確認を求めます。

備考：次に掲げる書類を添付すること。

ア輸入先の事業場の一覧表（別記）

イ別添4の（1）のアの規定により輸入先の事業場から提出を受けた書類の写し及び同（1）のイの規定により締結した契約書の写し

※注：氏名を自署する場合にあっては、押印を省略することができる。
〔以下略〕

別記様式第2-1号

〔略〕

備考：確認の有効期間は、確認日から3年間（食用脂肪（食用油脂の製造に供するものを除く。）由来の肉粉等の製造業者にあつては1年間）とする。なお、確認内容の変更が行われた場合にあつては、当該変更確認日から3年間（食用脂肪（食用油脂の製造に供するものを除く。）由来の肉粉等の製造業者にあつては1年間）とする。

※注1：「製造品目」及び「輸入品目」には、確認された品目を記載する。

（記載例）

ペットフード用チキンミール、ペットフード用フェザーミール、ペットフード用鶏豚混合肉骨粉、ペットフード用食用脂肪由来の肉粉等、ペットフード用牛血粉等、ペットフード

ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙1の4の（1）の規定に基づき、別記の製造事業場から

〔ペットフード用肉骨粉等
食用脂肪由来の肉粉等
〔新設〕〕

を輸入するに当たり、輸入業者の確認基準に適合していることの確認を求めます。

備考：次に掲げる書類を添付すること。

ア輸入先の事業場の一覧表（別記）

イ別添3の（1）のアの規定により輸入先の事業場から提出を受けた書類の写し及び同（1）のイの規定により締結した契約書の写し

※注：氏名を自署する場合にあっては、押印を省略することができる。
〔以下略〕

別記様式第2-1号

〔略〕

備考：確認の有効期間は、確認日から3年間（食用脂肪（食用油脂の製造に供するものを除く。）由来の肉粉等の製造業者にあつては1年間）とする。なお、確認内容の変更が行われた場合にあつては、当該変更確認日から3年間（食用脂肪（食用油脂の製造に供するものを除く。）由来の肉粉等の製造業者にあつては1年間）とする。

※注1：「製造品目」及び「輸入品目」には、確認された品目を記載する。

（記載例）

ペットフード用チキンミール、ペットフード用フェザーミール、ペットフード用鶏豚混合肉骨粉、ペットフード用食用脂肪由来の肉粉等、ペットフード

2：備考欄には、変更確認、変更届出、取消し等の履歴を記載する。

別記様式第2-2号

ペットフード用肉骨粉等、食用脂肪由来の肉粉等及び牛血粉等適合通知書

年 月 日

ペットフード用肉骨粉等の供給業者
代表者 殿

又は

食用脂肪由来の肉粉等の供給業者
代表者 殿

又は

牛血粉等の供給業者 代表者 殿

[以下略]

別記様式第3-1号

製造基準適合確認取消し申請書

年 月 日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印（※注1）

ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁

2：備考欄には、変更確認、変更届出、取消し等の履歴を記載する。

別記様式第2-2号

ペットフード用肉骨粉等及び食用脂肪由来の肉粉等適合通知書

年 月 日

ペットフード用肉骨粉等の供給業者
代表者 殿

又は

食用脂肪由来の肉粉等の供給業者
代表者 殿

[新設]

[以下略]

別記様式第3-1号

製造基準適合確認取消し申請書

年 月 日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印（※注1）

ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁

長官連名通知)の別紙1の4の(2)の規定に基づき、 年 月 日
付けで確認を受けた

〔ペットフード用肉骨粉等(※注2)
食用脂肪由来の肉粉等
牛血粉等
肉骨粉等を含むペットフード〕

の製造工程については、下記のとおり製造工程に関する基準を満たす
ことができなくなったので、ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の
当面の取扱いについて(平成13年11月1日付け13生畜第4104号農
林水産省生産局長・水産庁長官連名通知)別紙1の5の(1)の規定
により、確認の取消しを求めます。

[以下略]

別記様式第3-2号

製造基準適合確認取消し書

年 月 日

ペットフード用肉骨粉等の供給業者
代表者 殿

又は

食用脂肪由来の肉粉等の供給業者
代表者 殿

又は

牛血粉等の供給業者 代表者 殿

[以下略]

別記様式第4号

製造基準適合確認(変更)申請書

年 月 日

長官連名通知)の別紙1の4の(2)の規定に基づき、 年 月 日
付けで確認を受けた

〔ペットフード用肉骨粉等(※注2)
食用脂肪由来の肉粉等
[新設]
肉骨粉等を含むペットフード〕

の製造工程については、下記のとおり製造工程に関する基準を満たす
ことができなくなったので、ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の
当面の取扱いについて(平成13年11月1日付け13生畜第4104号農
林水産省生産局長・水産庁長官連名通知)別紙1の5の(1)の規定
により、確認の取消しを求めます。

[以下略]

別記様式第3-2号

製造基準適合確認取消し書

年 月 日

ペットフード用肉骨粉等の供給業者
代表者 殿

又は

食用脂肪由来の肉粉等の供給業者
代表者 殿

[新設]

[以下略]

別記様式第4号

製造基準適合確認(変更)申請書

年 月 日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印（※注1）

年 月 日付けで確認を受けた
〔ペットフード用肉骨粉等（※注2）
食用脂肪由来の肉粉等
牛血粉等
肉骨粉等を含むペットフード〕

の製造工程について、下記のとおり変更したいので、ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙1の6の（1）の規定により製造基準の確認を求めます。

[以下略]

別記様式第5号

製造基準適合確認（変更）書

年 月 日

ペットフード用肉骨粉等の供給業者
代表者 殿

又は

食用脂肪由来の肉粉等の供給業者
代表者 殿

又は

牛血粉等の供給業者 代表者 殿

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印（※注1）

年 月 日付けで確認を受けた
〔ペットフード用肉骨粉等（※注2）
食用脂肪由来の肉粉等
〔新設〕
肉骨粉等を含むペットフード〕

の製造工程について、下記のとおり変更したいので、ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙1の6の（1）の規定により製造基準の確認を求めます。

[以下略]

別記様式第5号

製造基準適合確認（変更）書

年 月 日

ペットフード用肉骨粉等の供給業者
代表者 殿

又は

食用脂肪由来の肉粉等の供給業者
代表者 殿

〔新設〕

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 印

年 月 日付けで確認をした下記の事業場における

〔ペットフード用肉骨粉等
食用脂肪由来の肉粉等
牛血粉等〕

の製造工程について、年 月 日付けで申請のあった変更確認については、ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成 13 年 11 月 1 日付け 13 生畜第 4104 号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙 1 の 6 の（1）の規定

〔により、申請のとおり確認する。
に基づく製造基準に適合しないので、下記の事業場の確認を取り消す。下記の事業場が記載された年 月 日付け通知書を返納されたい。〕

[以下略]

別記様式第 6 号

製造基準適合確認変更届

年 月 日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印（※注 1）

ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成 13 年 11 月 1 日付け 13 生畜第 4104 号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙 1 の 4 の（2）の規定に基づき、年 月 日付けで確認を受けた

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 印

年 月 日付けで確認をした下記の事業場における

〔ペットフード用肉骨粉等
食用脂肪由来の肉粉等
〔新設〕〕

の製造工程について、年 月 日付けで申請のあった変更確認については、ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成 13 年 11 月 1 日付け 13 生畜第 4104 号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙 1 の 6 の（1）の規定

〔により、申請のとおり確認する。
に基づく製造基準に適合しないので、下記の事業場の確認を取り消す。下記の事業場が記載された年 月 日付け通知書を返納されたい。〕

[以下略]

別記様式第 6 号

製造基準適合確認変更届

年 月 日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印（※注 1）

ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成 13 年 11 月 1 日付け 13 生畜第 4104 号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙 1 の 4 の（2）の規定に基づき、年 月 日付けで確認を受けた

〔 ペットフード用肉骨粉等（※注2）
 食用脂肪由来の肉粉等
 牛血粉等
 肉骨粉等を含むペットフード 〕

に係る事項について下記のとおり変更したいので届け出ます。
 [以下略]

別記様式第7号

(非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票の記載例)

非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票	
[略]	[略]
出荷年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
[略]	[略]

[略]

記様式第8号

(肉骨粉等供給管理票の記載例)

	ペットフード用
肉骨粉等供給管理票	
[略]	[略]
出荷年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
[略]	[略]

〔 ペットフード用肉骨粉等（※注2）
 食用脂肪由来の肉粉等
 [新設]
 肉骨粉等を含むペットフード 〕

に係る事項について下記のとおり変更したいので届け出ます。
 [以下略]

別記様式第7号

(非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票の記載例)

非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票	
[略]	[略]
出荷年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
[略]	[略]

[略]

別記様式第8号

(肉骨粉等供給管理票の記載例)

	ペットフード用
肉骨粉等供給管理票	
[略]	[略]
出荷年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
[略]	[略]

受入年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
[略]	[略]

[略]

別記様式第 9 号
(原料供給管理票の記載例)

原料供給管理票	
[略]	[略]
出荷年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
[略]	[略]

[略]

別記様式第 10 号
(肉粉等供給管理票の記載例)

ペットフード用

肉粉等供給管理票	
[略]	[略]
出荷年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
[略]	[略]

受入年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
[略]	[略]

[略]

別記様式第 9 号
(原料供給管理票の記載例)

原料供給管理票	
[略]	[略]
出荷年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
[略]	[略]

[略]

別記様式第 10 号
(肉粉等供給管理票の記載例)

ペットフード用

肉粉等供給管理票	
[略]	[略]
出荷年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
[略]	[略]

受入年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
[略]	[略]

[略]

別記様式第 11 号
(血液供給管理票の記載例)

血液供給管理票

血液供給業者の氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町 〇丁目〇番〇号
製造事業場の名称及び住所	〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
供給する血液の種類	牛血液
出荷年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
出荷数量	1, 000 k g

受入年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
[略]	[略]

[略]

[新設]

別記様式第 12 号

(牛血粉等供給管理票の記載例)

ペットフード用

牛血粉等供給管理票

牛血粉等供給業者 の氏名又は名称及 び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町 〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名 印
製造事業場の名称 及び住所	〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇 号
供給する牛血粉等 の種類	血粉
供給する牛血粉等 の名称	牛血粉 1 号
出荷年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
荷姿、出荷数量	500kg TB袋、2袋 計1,000kg

[新設]

受入年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
荷姿、荷受数量	500kg TB袋、2袋 計1,000kg
荷受業者の氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町 〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名 印

記入上の注意

太枠線上段は、牛血粉等供給者が記入すること。

// 下段は、最終荷受者が記入すること。